

次 國際労働局
長

フェルナン・モーレット著

日本の産業的發展の社會的形相

國際労働局東京支局

目次

序論	(一)
第一 諸工場の視察	(五)
一、視察せる諸工場	
(イ)紡績および織布	(六)
(ロ)鑄鐵工場	(九)
(ハ)ガラス工場	(一〇)
(ニ)マッチの製造	(一〇)
(ホ)陶磁器	(一一)
(ヘ)電氣碍子	(一三)
(ト)電球の製造	(一四)
(チ)時計	(一六)
(リ)自轉車の製造	(一六)
(ヌ)萬年筆の製造	(一八)

(ル) ゴム製品……………(一八)

(ヲ) ビール工場……………(一九)

(ワ) 印刷……………(二〇)

(カ) 漆器……………(二〇)

二、視察工場における労働状態

(イ) 労働時間及び休暇……………(二二)

(ロ) 労働の報酬……………(二五)

(ハ) 日本における一般生活水準……………(二七)

(ニ) 實際賃金に對する追加……………(二九)

(ホ) 生活費および生活様式……………(三一)

(ヘ) 労働者の生産高……………(三四)

第二 輿論

論……………(三七)

一、官廳方面の意見

……………(三六)

二、雇傭主の意見

……………(四〇)

三、労働者の意見

……………(四四)

四、諸方面の意見

(イ) 經濟學者および社會學者……………(五〇)

(ロ) 新聞紙の意見……………(五二)

第三 結論

論……………(五三)

國際勞働局次長モーレット氏が昨年九月の理事會に提出したる『日本訪問に關する報告書』は、その後若干の訂正増補を加へられて、國際勞働局の研究及報告書の一として『Social Aspects of Industrial Development in Japan』と云ふ題名のもとに、モーレット氏の一著述の形にて、刊行せられた。この著述の全文を邦譯したものが本書である。尤も、訂正や増補は主として、論旨を一層明かにするための字句の修正、資料の添附、並に誤字の正誤に限られてゐる。

日本の産業的發展の社會的形相

序 論

この小冊子は一九三四年の春、調査の使命を帯びて日本に三週間（四月三日より同廿一日に至る）滞在した結果出來上つたものである。

そもそも、國際勞働局長より命ぜられた私のこの日本訪問は國際學藝協力委員會のために行はれた支那訪問と結びつけられたものである。國際聯盟の右の委員會は、國民教育に關する諸問題について助言を與へてくれる専門家を派遣することを支那政府から依頼せられたが、これらの問題のいくつかは技術教育に關するものであるし、またそのいづれも總て經濟的に社會的背景をもつものであつた。國際學藝協力委員會が、國際勞働局の一職員にして過去十年に亘り局の代表として委員會の會合に臨んでゐた私を選んで右の使命を託したのも、疑ひもなく如上の理由からであつた。

この提案に同意した國際勞働局長は、右の使命と結びつけて、もう一つ、これも極東における大國たる日本に對する使命——しかもそれは一層直接に勞働局の所管事項に屬する——を託することが適當であらうと考へた。この局長の意見に對しては日本の國際勞働機關帝國事務所長も賛意を表したし、また勞働局のためやその活動の普遍性などをつねに念頭においてゐる人々はいづれも皆、この訪問旅行が時宜を得てゐることに意見の一致を見たのである。

日本は國際勞働機關の八大産業國の一であつて、理事會に常時代表を出してをり、機關の諸種の活動において指導的な

役割を勤めつゝある。それ故、歐洲外の諸國の代表達が益々熱心に局の職員を懇請してをり、國際労働局の現局長も、またその前任者も、この懇請に對して好意を寄せてゐるのであるから、日本はかゝる訪問を行う場合先づ第一に位することは當然であらう。

しかし、日本は最も重要な産業國の一たるにとゞまらず、また最近數年間にその産業が最も急速顯著な進歩をした國でもある。それ故、國際労働局の職員が、たとひ急速な、皮相的なものにとゞまらうとも、兎も角日本の産業を視察する機會、日本産業の目的とか方法とかについて概括的にでも大體の觀念を取得する機會、日本の雇傭主及び労働者と接觸する機會並に同國に行はれる労働状態を研究する機會をもつことは最も有益である。私の旅行中幾度も、友人達は私がすでに支那で聞かされてきたのと同じ、日本の古い諺を引用してくれた、曰く『百聞は一見に如かず』と。

日本の立場について急速且つ皮相的にでも觀念を取得すると云うことは、最近數ヶ月間に各方面から、若干の市場で日本輸出貿易が最近に獲得した成功は、輸出産業における不満足な労働條件によつて強大な影響をうけつゝある其の生産費に負うこと多大なものがある、と言はれてゐるが故に、特に重要となつてゐる。屢々『ソシアル・ダンピング』と云う言葉も用ひられてゐる、尤もこれを用ゆる人々もこの言葉を裏づける實状について正確な觀念を得ようと試みたとはいへないようであるが、もちろん、それが輿論の一般的傾向だと云うのは言ひ過ぎるであらうが、最近數ヶ月間に或る種の論議が行はれ、しかもそれが日本政府にとつても日本の雇傭主及び労働者にとつても非常な關心を惹いたことは世上周知のことである。

もしも東京支局、國際労働機關帝國事務所及び労働局の日本人上級職員鮎澤氏——同氏は日本國內において私の日本訪問のため立派な準備の仕事をしてくれた——の行はれた種々な斡旋がなかつたとすれば、上述の事情が私の訪問の成功を危うくしその目的を歪曲する危険が多分にあつたことであらう。二三の新聞には、私が日本へ来るのは同國の労働状態と所謂「ソシアル・ダンピング」とについて調査するためであることが報道せられた。しかし、假に私がそうしようと望んだとして、また假に私が日本政府の同意を得てそう云う使命を託されたとしても、三週間足らずの間に、日本のような大産業國の労働状態について完全な調査をする如きことは到底できるものでない——このことは前述した準備事業が逸早くこれを一般に告知し、つひに輿論を納得させてくれたのであつた。

かへつて、この使命は一層控へ目な、合理的なものであつた。即ちそれは、つねに機關の忠實な締盟國であつた日本政府並に雇傭主團體及び労働者團體に對する國際労働局長の挨拶を傳達すること、日本の政府及び諸團體と接觸を保つこと並に日本の生活状態と労働状態とについて一般的な印象を取得しておき、かくて労働局が將來日本の状態について調査を行うことのあるような場合に私がそれをヨリ有効に指導し得るようになる目的を以て、日本の労働界と國際労働局との間の充分な協力のもとに、かゝる協力よりおこることあるべき特殊の問題を考察すること、にあつたのである。

この訪問の眞の目的について日本の輿論に告知すると云う仕事は立派に行はれたのであつて、この訪問がなんらかの成果をおさめたとすれば、それは主としてこの仕事に負うのである。

私は日本の官廳並にこの訪問旅行に關係ある各種の團體から鄭重なる歓迎を受けたのであつて、これらの方々に對しては私の心からの感謝の言葉を御受け下さるよう希望する。わけても、社會局を管理せらるゝ内務大臣、當時の社會局長官（現在の内務次官）丹羽氏並に社會局の各部長及び課長の方々、御自身及びその部下の主立つた方々との有益な會見の機會を與へられた外務大臣、商工大臣及び逓信大臣、諸縣の知事及び市町村長の方々、雇傭主團體及び労働者團體、並にこの報告書にみられる通り私の調査上貴重な援助を與へられた經濟問題及び社會問題に關する多數の調査機關に對して、

厚く御禮申上げたいと思う。

最後に、社會局の依頼に應じて其の工場の參觀を私に許容され、種々説明並に應答の勞をとられた各種施設の管理者の方々に對しても特に感謝しなくてはならない。

あの長時間に亘る、骨の折れる視察旅行において、私は同僚鮎澤氏、社會局長官の御好意により接待役として私に付添はれたる社會局監督課の櫻井氏、及び東京支局々員氷室氏がつねに私に隨行されたことを忘れることはできない。右の諸氏に對しても私は心から御禮を申上げねばならない。

第一 諸工場の視察

時日の餘裕がないので、日本の大産業地帯、すなはち、東京、名古屋および一宮附近、ならびに神戸と京都とにまでわたつてゐる廣汎な大阪の産業地帯より以外の地方を視察することは不可能であつた。視察すべき工場を選ぶに當つて、私は視察日程を作成してくれた日本政府と協定して、輸出商品を製造し現代式機械をそなへた大工場をみることに主として興味をもつた。しかし、比較の標準を得るために、原始的な形態をなほ維持し、最新式機械を使用するよりも労働と傳來的方法とにヨリ多く依存して生産を營んでゐる若干の小工場をも、できる限り見たいと考へた。けだし、あとに述べるやうに、少なくとも若干の産業では、このやうな工場も日本の輸出貿易において一つの役割をつとめてゐるからである。また、家内工業の状態についても、すくなくとも直接に口頭からや信頼しうる證人から、情報を求めることに努めた。この家内工業の生産物も、製造家や販賣業者のすばらしい組織によつて取り集められて、若干生産物の輸出において一の地位を占めてゐる。

視察した工場は二十二で、次のやうな諸工業を營むものであつた——毛糸紡績、毛織物および編物工場(四工場)、綿糸紡績、織布および染色工場(三工場)、鐵鑄物、ガラス、マッチ、陶磁器、電氣碍子、電球、自轉車、時計、萬年筆、ゴム製品、ビールおよび印刷の諸工場(各一工場)。その外、舊日本の美術工業を代表するところの三工場を京都で視察した。それは精巧織物および刺繡工場【西陣織物工場—譯者註】、キモノ用の彩色および繡取織物製造工場【友禪染工場—譯者註】、ならびに漆器工場である。

この二十二の視察工場は十六の異なる産業群を代表してゐる。そこに雇はれる労働者はおよそ一萬一千人たらずで、男

六千人あまり、女四千人である。日本には工場法の適用をうける工場が約七萬五千、その被傭者約百六十六萬六千人に達してゐる。もし工場法の適用外にある小工場や、同じく工場法の範圍外にある家内工場をも一所にするなら、四百萬乃至五百萬人といふ數字になるであらう。一萬一千人の労働状態を調査したとだけ、四、五百萬人の労働状態についての一般的最終的觀念を得たと言切つてしまふことは、あまりに獨斷すぎるであらう。問題は若干の場所で検討されたわけなのであるから、私はこゝでたゞ私自身の眼で見たことだけを記述するにとどめておく。しかし同時にまた、もし視察工場の選定が上手になされてゐたとすれば、それらは問題とされてゐる諸産業について、また一般的に日本産業全體について、充分に代表的なものであり、私はこの報告書の結論において、適當な考慮のもとに、ヨリ總括的な性質の若干の考察を述べることができると思ふ。

一、視察せる諸工場

視察工場で觀察した労働状態を分析するまへに、これら工場とその屬する産業とについて簡單な記述をあたへて、その各々がどのくらい當該産業の代表的なものであるかといふことを正確に示しておかう。

(イ) 紡績および織布

日本における諸繊維工業の重要性はすでによく知られてゐる。それに雇はれる労働者は九二六、二七八人、そのうち男が一七〇、一五八人、女が七五六、一二〇人である。

この繊維工業のうちでも最も重要なのは綿業である。木綿紡績および織布工業には約三十五萬人(男五萬人、女三十萬人)の労働者が雇はれてゐる。一九三三年において綿製品の輸出は生糸にすぐついでこの國第二の最大輸出品であり、

全輸出額の二〇パーセントに達した。綿業はまた商業的には小工場生産の整備せる集中によつて、工業的には最新式機械をそなへ現在の綿糸布輸出に主たる役割をつとめる大工場の建設によつて、すべての繊維工業のうちで最も集中されてゐる。この大工場のうちの三つを視察した。

東京では大日本紡績會社の橋場工場を視察した。同社は拂込資本金五千二百萬圓、積立金四千四百四十七萬圓、日本各地に二十三工場をもち、その錘數一、〇五二、〇〇〇、織機臺數一一、〇〇〇以上に達し、被傭労働者數一二、二二三人、そのうち男九七〇人、女一一、二五三人である(この數字は一九三三年末のもの)。視察した工場は最大のもの、一つである。その従業労働者數は二千人で、そのうち二〇パーセントが男、八〇パーセントが女である。錘數は九七、七三六、織機臺數は八〇〇である。こゝにおける機械化は高度に發達してゐる。以前は外國から設備を仰いでゐたが、次第にまつたく日本製のみになりつゝある。機械的な合理化は極度にまで實行されてゐる。私のみたのでは少女たちが普通織機を八臺又は自働織機を二十臺乃至四十臺も受持つてゐた。ある作業室ではほとんど労働者はゐないかのやうにみえた。このやうなことは、生産費や輸出の可能性などの中で労働條件の占める役割を考察する場合に、忘れてはならぬことである。

名古屋近傍の一宮では、東洋紡績會社に屬する同様な紡績工場を視察した。この會社は資本金六四、九七五、〇〇〇圓、積立金六二、九六五、〇〇〇圓である。これは日本紡績業者の有力なる團體に屬する最大の會社である。一宮工場は錘數二七、六五〇、織機臺數一、〇二八をそなへ、労働者七九〇人(そのうち男一三三三人、女六五七人)を傭使してゐる。

最後に視察した工場は、大阪の郊外、淀川地帯にある鐘淵紡績會社所屬のものである。この工場は労働者一、八〇〇人(男一、四四〇人、女三六〇人)を使用してをり、私のみたところでは輸出工場のもつとも著るしい一例だと思はれた、けだし、その生産額の九〇パーセントは輸出向なのである。その生産高のごく一部分だけは同工場自體で紡がれ織られるが

(従業員中の女の割合が少ないことはこの事實を示してゐる)、さらに工場自身の綿糸布のみならず、會社所屬の他の工場から送られる綿糸布をも、染色、加工及び仕上げを行つてゐる。これらの附屬諸工場はそのどれも視察する機會がなかつた。年々日本の輸出貿易において益々大きな割合を占めつゝある毛織工業については(一九三二年二一、一七五、〇〇〇圓一九三三年四二、〇四七、〇〇〇圓)、私は一宮で三つの中位の大きさの毛糸毛織工場——昭和毛絲紡績工場、長谷川毛織工場および森林毛織工場——を視察し、また東京ではレナウン・メリヤス工場(メリヤスおよび靴下)で特にかかりの時間を費やした。この工場は一五一人もの労働者(男八二人、女六九人)を使用し、この種の工業としては相當の人数であるが、たしかにそれは日本のメリヤス工業における労働状態としては決して代表的なものではない。日本のメリヤス工業は一般的には小工場で營まれてゐるのである。一九三二年において、この工業に従事する一、三五四工場のうち、九三九工場は使用労働者數一〇人未満であり、一四四工場は一〇人乃至一四人、一六二工場は一五人乃至二九人であつた。しかしながら、この工業の被備労働者一八、三八三人のうち、八、三〇三人、すなはち四五パーセントは最低三〇人以上の労働者を使用する一〇九工場に屬し、さらに四、四二九人、すなはち二四パーセントは使用労働者一〇人以上の二六工場に屬してゐた。こゝにもまた、集中への運動がみとめられる。(註)

(註)しかし、織維工業の主要中心地たる大阪府において、一九三二年において一、一九〇のメリヤスおよび靴下工場のうち、八二二工場、すなはち七〇パーセントは使用労働者五人未満のものであることは注意すべきであらう。

東京で視察した右の工場は資本金五十萬圓の一會社所屬のものである。その生産高は年額約百五十萬圓と評價される。しかし、この生産高の全部が同工場で製造されるのではない、そのほかに家内労働者を使つて、年により總生産額の四〇パーセントないし六〇パーセントに達する生産がなされてゐる、のこりは工場内で生産される。工場における労働條件は

労働總同盟の提唱によりこれと締結された協定によつて決定されてゐる。現在のところ、これは日本の毛織工業における最上の條件だといふことができよう。

絹織業については、日本の輸出貿易において當然にそれは第二次的な役割をなす——輸出は大部分生糸すなはち原料品より成る——のであつて、私は贅澤品をつくる京都の二工場しか視察しなかつた。その一つ、川島西陣織物工場は絢爛たる縫箔絹布、錦欄等々を織つてをり、もう一つの三越友禪染物工場はキモノ用の描き絹および縫取り絹をつくつてゐる。これらは奢侈産業であつて、その職人は労働者といふよりはむしろ藝術家であり、賃金もある場合には中級官吏の俸給より高く、一般労働條件は個人的労働(手織および彩色織物)に依存してゐるのであつて、大量生産には基いてゐない。

(ロ) 鑄鐵工場

鐵管の製造は日本において都市の發達と共に(東京は一九二三年の災厄のち全く再建され、いまや五百萬以上の人口となりまた大阪は三百萬以上、名古屋、京都および神戸は百萬以上)、また多數の水道およびガス導管設置の必要によつて促進されてきた。私の視察した栗本鐵工所は一九〇六年大阪郊外に設立され、日本をして外國品輸入の必要から解放せしめる上にもつとも有力な助力をあたへた工場の一つである。さらに、今日では同工場は朝鮮および臺灣のみならず、蘭領東印度および太平洋をこえてメキシコにまで輸出してゐる。この會社の資本金は五百五十萬圓、そのうち三百六十二萬五千圓が拂込済である。年々あらゆる大きさの鐵管七萬五千トン以上を生産してゐる。そこに雇はれてゐる労働者八百五十人、給料被備者七十人である。

同工場の技術的特色は高度に發達せる合理化と精密なる分業の組織とであり、その結果としていかなる労働者の時間も一分たりと無駄にされず、労働のリズムが誇張されることなしに最大の生産をもたらしてゐる。工場の社會的特色は労働

者との團體協約の締結にあり、それはすべての歐米大工業國のそれと匹敵しうるやうな労働條件（時間、週休、等々）を規定してゐる。

(ハ) ガラス工場

ガラス工業は日本においては最近の成立にかゝる。近く一九〇九年においてさへ日本は板ガラスの國內需要の九十六分の一しか生産しなかつた。今日、日本は世界板ガラス全生産の七分の一以上を生産して、世界において第三位を占めてゐる。國內需要に應ずるだけで満足せず、英領印度、蘭領東印度、支那、フィリピン、その他へ日本の板ガラスが輸出されてゐる。この巨大な生産額の八八パーセントがたつた一つの會社、しかもわづかに三つの大工場しかもたない旭硝子株式會社によつて供給されてゐる。この工場はこのやうに高度に集中されてゐる。そして旭硝子會社の大工場の一つ——神戸近傍の尼ヶ崎工場——を私は視察したのだから、私は日本のガラス工業については充分な觀念を得たと確信してゐる。

同工場は労働者二三八人を使用してゐる、すべて男工である。就業最低年齢は十四歳である。『フルコール』式が採用されてゐる。作業は連続的であり、三組交替制がとられてゐる。

(ニ) マツチの製造

日本のマツチ工業は一九二五年から一九二七年まで非常な好況期をすごしたのち（一九二五年生産一六、三三二、〇〇〇圓、輸出八、七三三、〇〇〇圓。一九二七年——生産二二、五三五、〇〇〇圓、輸出八、一五六、〇〇〇圓）、一九二九年以後いちぢるしく沈滞した。一九三二年において生産額は六、九二一、〇〇〇圓にすぎず、輸出は九三八、〇〇〇圓に減退した。しかし、一九三三年にはすでに輸出は三、二四八、〇〇〇圓に増大してゐる。あらたな好況期の到來が期待されてゐる。輸出は太平洋沿岸各國、フィリピン、蘭領東印度およびアメリカにまで相當増加しつつある。

私は大同燐寸株式會社所屬の阪神地方の入江工場を視察した。同社は資本金四百萬圓である。視察した工場は日本における最大のものの一つで、労働者五五〇人（男一九六人、女三五四人）を使用してゐる。一四三のマツチ製造工場における七三〇〇人の労働者の八〇パーセントは労働者五〇人以上を使用する大工場に屬してゐるから、この工業は集中性をもつてをり、入江工場がこの産業の現在の労働條件をかなり近く代表してゐるとみられよう。

この工場のもつとも著しい特色は、高度に機械化されてゐること、いまなほ行はれてゐる二、三の手先の作業において——たとへばマツチ箱の包装など——、まるで手品師の曲藝のやうな非常に機敏な作業が行はれることである。私が視察した日本の諸工場においても、このやうな現代産業の三つの要件——機械的發達、精巧なる機械および手先の労働の敏捷さ——が、これほど密接に結合され、そして同時にこれほど高度に發達してゐるのは、ほとんど見受けなかつた、もつとも、これらの要件の結合されてゐる場合はこの國ではしばしば認められるのであるが。

(ホ) 陶磁器

陶磁器は近年になつてもつとも急速に輸出が増大するやうになつた生産品の一である。すなはち一九三一年には一九、三〇七、〇〇〇圓、一九三二年には二二、九三七、〇〇〇圓、一九三三年には三五、一三四、〇〇〇圓。名古屋で私は日本陶器株式會社の主要工場を視察した。これは日本における最大の製陶工場の一であり、何世紀か同産業の中心地たる名古屋地方においても二大工場のうちの一である。この工場では日用品と共に精巧品ないし美術品をもつくつてゐる。商品陳列室には、國內市場向きの普通品ならびに高級品の見本と、支那、イギリス、ドイツ、アメリカ、オーストリアおよび南アフリカの嗜好に應ずる輸出品の見本とが、ならべてある。工場には約二十人におよぶ一團の圖案家が雇はれてゐるが、この人々は藝術家であつて普通の労働者ではないのである。さらに、この人々と並んで一群の見習工が仕事を行ひ、習つ

てゐる。一般の労働者群の人数は約五〇〇人。そのうち五分の二は女である。これらの労働者は粘土や陶土や生繪具で茶道具、酒杯、皿及び瓶をつくるのに雇はれてゐる。

工場は、経営者が度々注意ぶかく指摘したところによると、ちかく設備を取り替へ改良する筈ださうである。がそれにも拘はらず高度に機械化されてゐる。現在のまゝでもその組織はすでに充分に完備され盡してゐるやうにみうけられた。労働状態は現代式でヨーロッパ式であり、團體協約はないけれども、工場には労働者代表の参加する工場委員会が設けられてゐる。

しかし注意しなければならないことは——殊に名古屋製陶労働組合もこの點に私の注意をむけたところだが——すべての陶磁器が私の視察したやうな工場につくられるのではないことである。それは一種の模範工場であり、現在よりはむしろ將來の製陶業をヨリ多く代表するものなのである。實際、私の視察したやうな工場を所有する會社はその商品の供給を次のやうな二つの方法で行つてゐる。

(一)大工場は自身で、最高級品の製造について、實際に原土で型をつくり、焼成から繪付、施釉にいたるまで行ふ。これらの製品は主として輸出むきである。その製造において行はれてゐる方法は日本における最上のものである。

(二)大工場は、小工場につくられた下級品を取り集め、精製して賣る。これは主として國內市場むきである。小工場生産の中心地は二つあつて、一つは東美濃地方(岐阜縣)で約一萬人の労働者がをり、もう一つは愛知縣で一〇、八四〇人の労働者がをるが、そのうち、大工場の労働者をも含めて五、八六三人は名古屋自身に集中してゐる。繪付工の大部分はこゝにゐるのである。

家内作業における労働状態は次のごとくである。中央工場はその供給をうけるために仲介業者に對して註文を出し、仲

介業者はこの仕事をその地方内の各小工場に割當てる。価格は生産費によらずにあらかじめ決定された販賣価格にもとづいて、前もつて工場と仲介業者との間で定められる。この價格の一部を仲介業者はかれ自身の利得として差引く。その残りを註文のあたへられた工場がうけとる。だから、この工場には定額がわりあてられるのである。もし仲介業者の提供した原料の價格が騰貴すれば、小工場において賃金にあてらるべき金額は少なくなる。その結果として、特定の時期、特定の小工場において、賃金は大工場よりもはるかに低いといふことになる。大工場では機械化された大量生産のゆえに原料價格はずつと小さな役割しかもたないのである。小工場における労働者はその生活費をかせぎだすために充分な製品數量を生産しようとするから、長い時間労働しなければならないのであつて、大人の男工について十二時間働らくといふ例を私は耳にした。

かゝる次第であるから、小工場における状態が私の視察した大工場のみうけられるやうな労働状態と類似してゐる、と結論することは、不當であらう。こゝで斷定しうるかぎりでは、輸出向の大工場における労働条件は最善であり、また輸出の増大するにつれてこの種の工場がどしどし新設されるにちがひないから、それに應じて労働条件も恵まれるだらうと考へられる。

(八) 電氣碍子

名古屋ではまた、私は陶器製の碍子を製造する工場を視察した。日本碍子株式會社である。

日本の電氣事業が急激な躍進をとげたことはよく知られてゐる。この國は豊富なる水力電氣の可能性にめぐまれてゐる。すでにその能力の六〇パーセントが利用されてゐる。その電力供給量はドイツおよびフランスを凌駕し、イギリス、カナダおよびサット聯邦とほぼ同じ水準にあり、たゞ合衆國に劣るだけである。これが碍子工業の強力なる發展の原因で

あり、そしてまた（日本におけるすべての大工業と同様に）國內市場（これも非常に大きい）のみの生産の時期から輸出の時期へと急速な轉換をとげるにいたつた原因でもある。私の視察した工場は滿洲、フィリピン、印度、カナダその他へ輸出してゐる。一九三一年において、總生産額百四十萬圓のうち、輸出約十五萬圓に達してゐた、すなはち一〇パーセントをすこし超えてゐた。一九三三年には、總生産額二百九十萬圓（まへの數字の二倍）のうち、輸出は四十三萬圓（まへの數字の三倍）に、すなはち約一五パーセントに達した。

工場の従業員は、男女の給料被備者六〇人、技師および技術労働者六〇人のほかに、労働者五三〇人、そのうち男三七〇人、女一六〇人である。技術的見地からいつて、それが現在可能なるかぎりでの最高度に完備せるものであることは疑ひない。それは、經營、生産の状態においても、日本における新輸出産業が實現しうべき労働条件についても、まさしく代表的なものである。

(ト) 電球の製造

電球の製造も、上述した水力電氣の發達にともなつて、過去十年間に巨大なる發展をとげた。私のみたところでは、どんな貧しい家でも電燈のない村は一つもなかつた。この産業もまた、他のものと同じやうに、輸出むけの生産が國內市場のための生産に急速に附け加へられるにいたつた。次の數字によつても、一九二三年と一九三二年との間にいかに輸出が增大したかわかるであらう。（數字は大阪工業會から提供されたもの）。

年次	電球輸出高	同金額	電球一個當り販賣價格
一九二二	三、三五、千個	一、三三、千圓	0.100(圓)
一九二六	三〇、〇〇〇	二、九七、	0.094
一九二九	六、八〇〇	五、三九、	0.078

一九三〇	101、600	五、三三、	0.051
一九三二	151、468	五、八七、	0.038
一九三三	273、856	10、17、	0.037

これからわかるとほり、電球輸出高は十年間に一對二十一の割合で増加してゐるのに對し、輸出電球の價格はほとんど三分の二だけ低落してゐる。

私は東京で東京電燈會社所屬の東電電球株式會社大崎工場を視察した。この會社は資本金二百萬圓、拂込資本金五十萬圓といふ大會社である。同工場の年産額は今日六百萬圓と評價されてゐる。従つて同工場だけで、もし輸出のためにみに生産すれば——實際はさうではないが——日本の輸出貿易の五分の三を供給しうるであらう。外觀は木造の建物で簡素なものだが、技術的見地からいへば、同工場は立派な組織をもち、労働者二二三人（男五〇人、女一七三人）の労働條件も西歐諸國と同様である。

しかし、同工場の従業員がこのやうに多數であり、また設備も完備してゐるがためにこそ、かへつてそれは日本産業のこの部門における生産および労働状態を完全に代表するものではないのである。なぜなら、電球製造に必要な設備は簡單で廉價であるから、その生産はほとんど資本の必要なしに着手されるのである。従つて、この工業に従事する小工場は無數であり、家庭的な規模のものさへある。私の聞いたところによると、このやうな工場でつくられた製品は多くは劣等品ださうである。だから、このやうな製品はその品質が改善されないかぎり、晩かれ早かれ競争によつて（今日それが輸出にむけられてゐる範圍において）、外國市場から驅逐され、この市場では私の視察したやうな大工場の製品によつて置換へられることになるであらう。

従つて、私の視察した工場がどの程度まで代表的だと考へられるかといふことに關する結論は、まへに述べておいた製陶工場における場合と同様であるから、それを参照せられたい。

(チ) 時 計

東京の東部、本所の工場地帯に故服部金太郎氏によつて設立された精工舎時計工場を視察した。この服部氏の會社は資本金一千萬圓、年産額三百萬圓に達する。視察した工場は技術的見地からいつて非常によく組織されてゐる。機械および設備は最初はすべて外國製のものでしたが、今日ではまったく日本品で裝備されてゐる。使用労働者二、一九六人、そのうち男一、五五二人、女六四四人といふ大工場である。女工の平均年齢は二十歳以下で、結婚するまで六年ないし七年ぐらゐしか工場に留つてゐないのが普通である。従つて、その就業状態は木綿紡績工場においてみられるのと似てゐる。こゝでは少女を雇はうとする傾向が増大してゐる。殊に男よりも少女たちの方がヨリすぐれた熟練をしめす懷中時計組立工場においてそれは著るしい。十三歳から十五歳までの少年労働者も多數にゐる。それは工場が彼らに對して工業學校としての役目をなすものと考へられてゐるのである。精工舎工場の製品はアジア沿岸一帯、マレイ半島、アフリカ、オーストラリア、さらにもつと遠方にまで輸出される。

同工場の生産および労働状態は、時計工業一般の、すくなくとも高級品輸出部門の、状態をほと近く代表するものと考へられる。

(リ) 自轉車の製造

この工業が盛んに輸出しはじめたのは近年のことである。すなはち、一九三一年には三、二九六、〇〇〇圓、一九三二年には六、〇二八、〇〇〇圓、一九三三年には二、一四四、〇〇〇圓であつた。

視察したのは東京市蒲田区の宮田製作所である。これは日本における最大の自轉車工場の一である。高度に機械化されてをり、使用労働者數三六〇人をこえ、そのうち男二〇〇人、女一六〇人である。この工場の労働條件は西洋諸國で一般に行はれてゐるものと匹敵してゐる。

自轉車の各部分品は七十以上にのぼるが、その大部分はこの工場自體で製造され、そこで寄せ集め、組み立て、包装され、發送される。しかし、このやうな大工場でさへ、こゝで製造されずに小さな特殊工場によつて供給される部分品があり、そのあるものは農家の副業として採用されてゐるものさへある。これが私をして、この大工場の労働條件をば全く代表的なものとしては考へられないやうにさせる第一の理由である。第二の理由は、工場を使用労働者數によつて分類した次の表から求められる。

工場規模(使用労働者數)	工場數	労働者數	生産額 (千圓)
五— 九人	一五	一三二人	二、七四
一〇— 一四人	五	七三	一、〇一
一五— 二九人	五	一、六二〇	四、〇六
三〇— 四九人	三	一、三六	三、一八
五〇— 九九人	三	一、一三〇	二、三三
一〇〇— 一九九人	七	一、〇四	二、〇〇
二〇〇人以上	三	九三	三、一六
	三六五	八、〇六	一九、八五

これによると、労働者一〇〇人以上使用の一〇大工場が労働者の二五パーセントを使用し、また三〇人乃至九九人使用の四八中工場が三一パーセントを使用してゐる。いまでもこれらの工場の労働條件が視察工場のそれと似てゐると考へら

れるとしても、この工業に従事する労働者の四四パーセントは使用労働者數三〇人未満の三二七工場に雇はれてゐると云ふ事實が残るのであつて、この人々の労働状態は私にはまつたく不明である。

(又) 萬年筆の製造

この工業もまた日本の大輸出産業の一つとなるやうになつた。東京で視察した工場——並木製作所——は約三十年前に退役海軍士官並木氏によつて創設されたもので(それが『パイロット』といふ同氏の有名な萬年筆の名前のある所以である)、最初には二人の労働者しか雇つてゐなかつたといふ非常に小規模のものであつた。今日ではこの會社の資本金は五十萬圓となり、年産額八十七萬圓に達する。工場の使用労働者數は一七九人(男一四五人、女三四人)、日本労働總同盟と労働條件を協定してゐる。労働問題を處理する場合は會社、労働者および労働總同盟の代表を加へた工場委員會によつて行はれる。労働條件は西洋諸國におけるものと匹敵してゐる。この工場は、輸出むきの萬年筆を製造するすべての工場のほど代表的なものやうに、私にはみうけられた。

(ル) ゴム製品

この事業は數年來輸出産業であつたが、一九三〇年に輸出が非常に沈滞した、しかし一九三二年から著しく好轉するに至つた。すなはち次にかかげる商工省發表の輸出統計の示す通りである。(單位一千圓)

年次	靴	タイヤ	玩具
一九二九年	七、四四五	六、三〇一	二、六一
一九三〇年	六、五五三	五、二四四	二、〇八二
一九三一年	四、三九四	三、八五八	二、一九九
一九三二年	四、八六〇	四、三七七	五、四七七
一九三三年	八、三三三	八、八三九	八、六三三

すなはち、三年間に靴の輸出はほとんど二倍、玩具の輸出は四倍となつてゐる。今日、日本はこのゴム工業において世界の第四位から第二位となり、合衆國に次ぎ、イギリスおよびフランスを凌駕してゐる。福岡(ゴム底靴)、神戸(ダンロップ・タイヤ)および横濱(雜貨)における三大工場をのぞけば、ゴム工場の大部分は小工場で行はれてゐる。それにもかゝらず、この産業は製造過程および商業組織の兩方とも高度に合理化されてゐる。

視察した工場は東京本所區のユニオン・ゴム工場である。これは資本金も少ない非常に小さな工場である。機械化もあまり發達してをらず、五人の女工を加へて二七人の労働者しか使用してゐない。それは多くのゴム工場の状態をかなりよく代表してゐるが、たゞ違ふ點は、二、三年前に工場主が破産して労働總同盟所屬の労働組合によつて經營されてゐることである。その労働状態は、缺損してまで操業することを望まないこの種の工場における最良のもの、あるひは最も悪くないものであることは當然に考へられよう。これはこの労働者工場が達成してきた結果なのである。従つて、このやうな状態は、日本足袋工場の如き稀な『模範工場』——この工場のことを私は聞かされたが視察はしなかつた——をのぞけば、現在、日本のこの産業の労働者にとつて最善のものであらう。このやうな工場は日本のゴム工業の現状よりはむしろ將來すゝむべき状態の姿を示すものである。

(ヲ) ビール工場

ビール醸造業、もしくは少なくとも輸出向の大規模なビール醸造業は日本における新産業の一つである。しかし、その進歩は急速であつた。ビールの輸出は一九三一年の三、〇三四、〇〇〇圓から、一九三二年には四、八三五、〇〇〇圓に、そして一九三三年には七、六八四、〇〇〇圓に増加した。ビールが特に輸出されるのは滿洲、關東州、支那、および蘭領東印度へである。

私の視察したアサヒ麥酒工場【大日本麥酒株式會社西宮工場の誤りであらう一譯者註】は神戸近傍の西宮にある。それはビール製造および壘詰、包装、發送のいづれについても最新の設備をそなへた大工場である。使用労働者数は二七人、男が五四人、女が七三人である。それは輸出用ビールを製造する少數の比較的大工場の典型的なものである。

(ウ) 印刷

東京で朝日新聞の大印刷工場を視察した。同工場は、一點をのぞけば、ヨーロッパないしアメリカの大新聞印刷工場とよく似てゐる。日本の新聞は漢字で印刷するのであるから、非常に澤山の人数の文選工を必要とする、彼等は組版の行はれるときには、原稿を片手にもち、それぞれ三千字以上（これが新聞紙印刷に必要な最低数である）を充分に収めた老大な垂直なケースに沿つて、氣狂ひのやうに動き廻る。従つてヨーロッパ語で新聞をつくるよりやつと多くの文選工が必要とされ、また賃金率はともかく、賃金支拂總額もその結果として多いのである。

(カ) 漆器

私は京都における有名な漆器工場たる象彦工場も視察した。これはたゞついでまでに指摘するのである。けだし、その作業は非常に藝術的なものであり、被傭人も職人といふよりは藝術家なのであるから。そのあるものは一年に三百日働きさへすれば府縣部長の最低俸給、省事務官の最高俸給、あるひは帝國議會議員の歳費に匹敵する年収となるだらうやうな日給を得てゐる。

二、視察工場における労働状態

(イ) 労働時間及び休暇

次頁の表によつて視察した諸工場における労働時間および休暇が示されてゐる。たゞし釐澤品（西陣織物、友禪染物、漆器類）をつくる京都の三工場はこれを省略し、一宮の三毛織工場（昭和毛絲紡績工場、長谷川毛織工場および森林毛織工場）は労働条件が同一なので一つの欄に合併した。

労働時間と休暇とは一表にして示すことにした。それは、ワシントン條約第九條の日本に適用される特殊條項において次のごとく一所に取扱はれてゐるからである、すなはち、『十五歳以上の者の實際労働時間は一週五十七時間を超えることを得ず』、また『一週一回繼續二十四時間の休暇は一切の種類の労働者に對して與へらるべし』

定期の休暇がどんな間隔をおいて與へられるとしても、そのほかに、いづれの工場においても、新年および佛教信者のための夏の御盆と共に、國祭日として四日だけさらに休暇がある。

いまでも視察工場における労働時間および休暇期間の制度と、ワシントン條約第九條の規定とを、比較してみるならばこれら工場の大部分はすでにこの條項の規定よりも有利なる条件を享有してゐることが認められるであらう。たゞ二つの例外がある、その第一は若干の企業はまだ二週間おきの休暇を採用してゐることで、この制度はたしかに一九二九年六月の工場法に規定されてゐる唯一のものである。第二は十時間労働がすくなくとも男工についての若干の織物工場でまだ實施されてゐることである（他の若干工場では九時間ないし九時間十五分）。尤も、紡績工場ではすでに八時間半労働が行はれてゐる。しかし織維工業ないし釐澤品工業以外の私の視察した十二工場のうちで、三工場は實際労働時間一日九時間、一工場は八時間半、八工場は八時間となつてゐる。これらの十二工場のうち、三工場は二週間おきの休暇制をとり、九工場は週休制を採用してゐる。

産業	工場	労働者數		勤務時間	食事時間	休憩時間	實際労働時間	休暇の種類	備考
		男	女						
織維工業	大日本紡績工場(東京)	四〇〇	一、二〇〇	九時間	三〇分	—	八時間三〇分	週休	五時から二時、二時から一時の二交替。七時から五時の一番は九時間三〇分。
	東洋紡績一宮工場(一宮)	三三三	三〇七	九時間	三〇分	—	八時間三〇分	同	
鐵工業	鐘淵紡績淀川工場(大阪)	一、四〇〇	三〇〇	一〇時間	三〇分	三〇分	九時間	二週間おき	
	羊毛紡織工場(二宮)	—	—	女一〇時間 男一〇時間	三〇分	三〇分	九時間	同	
ガラス工業	レナウン・メリヤス工場(東京)	六	六	一〇時間三〇分	一時間	一五分	九時間一五分	同	
	栗本鐵工所(大阪)	八	—	八時間	—	—	八時間	週休	三交替
製陶業	旭硝子工場(大阪)	三三	—	八時間	—	—	八時間	二週間おき	三交替 書番一〇時間
	大同燐寸工場(大阪)	一六	三〇	九時間	一時間	—	八時間	週休	二交替 機關工は實労働九時間
電氣碍子工業	日本陶器工場(名古屋)	三〇〇	三〇〇	九時間	三〇分	三〇分	八時間	二週間おき	
	日本碍子工場(名古屋)	三七〇	二〇〇	九時間	三〇分	三〇分	八時間	週休	
電球工業	東電電球大崎工場(東京)	五	一三	九時間三〇分	三〇分	—	九時間	同	これは夏季の時間に於て、冬季は半時間減の八時間三〇分
	精工舎時計工場(東京)	一、五五	四〇	九時間	三〇分	三〇分	八時間三〇分	二週間おき	
時計工業	宮田自轉車工場(東京)	三〇	二〇	八時間三〇分	三〇分	—	八時間	週休	
	並木萬年筆工場(東京)	二四	三	九時間三〇分	三〇分	—	八時間	同	これは夏季の時間、冬季は勤務および休憩とも半時間減

産業	工場	労働者數		勤務時間	食事時間	休憩時間	實際労働時間	休暇の種類	備考
		男	女						
ゴム工業	ユニオン・ゴム工場(東京)	三	五	一〇時間	一時間	—	九時間	同	労働者経営工場
	アサヒ麥酒工場(西宮)	五	三	一〇時間	一時間	—	九時間	同	
ビール醸造	朝日新聞(東京)	—	—	八時間	—	—	八時間	同	
		—	—	八時間	—	—	八時間	同	

もう一度、私は、これらは多くは技術的にも社會的にも特に進歩的な工場であることを、くりかへしておかう。他の國々と同様に、こゝでも社會的進歩は技術的進歩に伴つて行はれてゐる。中小工場では労働日もはるかに長く(一日十時間といふことも聞いた)、休暇は短かくて規則的でないといふことは、何度も私に告げられたところである。しかしこれらの工場の大部分は十人以上の労働者を使用しないから、ワシントン條約の規定の適用をうけることは決してないであらう(註)。さらに、外國市場における競争といふ立場からすれば、最近二、三年間の平均で日本は年々三三三、〇〇〇、〇〇〇圓の綿製品を輸出してきたが、小工場で生産される綿糸の輸出は百萬圓を超えなかつたことを注意すべきであらう。すなはち、第一に綿製品の輸出は劣等なる労働條件に依存してゐるのではないこと、第二にもし小工場の労働條件が改善されたとしても日本の輸出は打撃をうけないだらうといふことは、いひうるであらう。最後に、産業が輸出をめざして機械化され、集中されるか、あるひは集中されなくともさらに合理化されたまたは結合されるかにつれて、ヨリ有利なる労働時間と週休の制度が普及するであらうと豫想される。

(註)一九三〇年國勢調査によれば、日本における工業的企業の労働者五、二九一、〇〇〇人のうち、三、一七九、〇〇〇人、すなはち六〇パーセントは、使用労働者數五人未満の企業に雇はれてゐる。

もちろん私は、今後なほ一層の行動がとられる以前に、日本がワシントン條約を批准し實施し得ると斷言し得るのでは

ないが、私が大工場における労働制度やさらに、輸出のために調整を行ひつゝある小工場について見聞したところから考へて、もしこの制度が普及されば日本が條約を批准することは困難でないことを確信するものである。このやうに、輸出の上昇的なカーヴや、輸出を目標とする産業の組織は、労働時間制度の犠牲において、これを悪化させて、行はれてゐるところか、むしろそれは、最近にも疑ひなく生じたやうに、將來における改善へと導びくものであらう。

日本は、労働時間の短縮と、また疑ひもなく機械化の改良とによつて達せらるべき生産の著しい成果にかへりみて、躊躇することなしに現在の方向を進みつゞけるやう、勵まざるべきである。次にかゝげる一九二二年と一九三二年との日本の若干大産業における労働時間と生産高との對照表は、この結果を明らかに示してゐる。數字は内務省社會局労働部の監督課の發表せる統計からとつたものである。

日本主要産業における労働時間および一労働者當り生産高、一九二二年乃至一九三二年

年次	織物業		木棉紡績		絹糸紡績		炭礦業	
	労働時間 一人當り	生産高 (千ヤード)	労働時間 一人當り	生産高 (噸)	労働時間 一人當り	生産高 (貫)	労働時間 一人當り	生産高 (噸)
一九二二年	二	一六	二	三	三	一六	一	一一
一九三二年	二	三〇	二	三	三	一六	一	一四
一九二四年	二	三〇	二	三	三	一六	一	一〇
一九二五年	二	三	二	四	三	一六	一	二四
一九二六年	二	三	二	四	三	一六	一	二四
同 七月	二	一	二	一	二	一	一	一
一九二七年	二	三	二	三	二	一	一	一四

一九二八年	二	三	二	一六	二	一六	一	一四
一九二九年	二	三	二	一七	二	一六	一	一四
一九三〇年	二	三	二	一六	二	一六	一	一三
同 七月	二	一	二	一	二	一	一	一
一九三一年	二	四	二	一六	二	一六	一	一六
一九三二年	二	五	二	一六	二	一六	一	一六

各年の平均労働時間は工場法で許されたる一日の最大就業時間と取り、これより法定休暇期間に相當する就業時間を差引いたもの。
一噸は二二六キログラム、一貫は三、七五〇グラム。

(ロ) 労働の報酬

もちろん私は、極東における私の使命を引受け、日本の産業と接觸するすつと以前から、賃金率や収入總額、およびもつと一般的に一労働者の労働報酬總額について正確に推定することは非常に困難な事柄だと承知してゐた。この問題に關しては、労働時間および休暇の場合よりもさらにもつと、二三の代表的な場合について資料を集め得たにすぎなかつた。以下にかかげる資料とこれに關する記述とは、將來この問題の組織的研究を試みる人々のために事實の検討と解釋に關する若干の参考意見を提供しようとするものにはすぎない。

第一に容易に眼につき、またしばしば他の觀察者によつても認められることは、日本産業における賃金および名目的稼得額が西洋の大工業國とくらべて低い水準にあるといふことである。

私の視察した織維工場においては(もちろん京都における贅澤品を製造する工場は論外とする)、その稼得額はいろいろの工場において僅かばかりの差違があるやうに見受けられた。しかし、大日本紡績聯合會が大工場における平均一日稼得額は、男一圓五十錢、女八十錢と述べてゐるのは正しいやうにみえる。しかし注意しなければならぬことは、婦人労働者

の全部ではないにしろ、大部分は十五歳から二十一歳までの少女であり、本報告書の後の部分で述べるやうな制度の下で労働してゐることである。

私の視察した他の工場においては、一般的にいって男の賃率の方がこれより高く女の方はこれより低いやうにみえた、(一、二の例外はある)。東京における時計工場の平均稼得額は、男が一圓六十錢、女が八十錢、ビール醸造工場においてはそれぞれ二圓三十錢および七十七錢、電気碍子工場においては二圓四十錢および六十錢、電球工場においては二圓六十八錢および一圓十錢、萬年筆工場においては、一ヶ月六十四圓三十錢および二十四圓、ガラス工場においては、一ヶ月七十四圓六十五錢である。

以上の數字は平均額であることを忘れてはならない、それで賃金率は、従つて稼得額も、労働者の年齢、熟練および職務によつてかなり差違がある。ゴム工場に就ては平均數が得られないのであるが、その賃金は男においては六十錢ないし二圓、女については三十五錢ないし五十錢といふ違ひがある。時計工場においては男については五十錢から三圓ないしそれ以上まで、女については五十錢から二圓まで、マッチ工場においては七十錢から三圓五十錢および六十錢から一圓十錢、ビール工場においては一圓三十七錢から三圓七十二錢および六十六錢から九十二錢、碍子工場においては一圓四十錢から三圓九十錢および六十錢から一圓九十錢、電球工場においては五十錢から三圓および五十錢から二圓、萬年筆工場においては、一ヶ月十五圓から百五十圓および十五圓から五十圓、ガラス工場においては、一ヶ月五十一圓から百二十二圓二十六錢といふ差違がある。多くの工場では六ヶ月ごとに賃金の増給が行はれる(一日七錢ないし十錢に達する)、だからもし仕事に缺點がなければ年長になるにつれて賃金は増加する。しかし注意しなければならぬことは、私の視察した工場のうちで最も年長かつ最も熟練せる労働者に支拂はれてゐる一ヶ月百五十圓といふ最高の名目賃金は現在の爲替相場では一ヶ月一

五〇スキス・フランに、また最低のものは一日三五スキス・サンチームに相當するにすぎない。

これらの正規の賃金のほかに、各種類の賞與をも考慮に入れなければならない。たとへば東京の橋場紡績工場では、年末にすべての男工は五十五圓の賞與を、またすべての女工は十三圓五十錢の賞與をもらふ。大阪で視察したガラス工場では、一ヶ月精勤の各労働者に對して二圓ないし四圓の追加手當が與へられるほか、百十二圓の年次賞與が半年にわけて二回に支拂はれる。神戸の近傍で視察したビール醸造工場においては、一ヶ月間皆勤者に對して、男には一圓三十錢、女には八十錢の賞與、および二日間の割増給料が與へられ、さらに男工にはやはり十五圓ないし百圓の年次賞與が支拂はれる(尤も女工の場合には賞與はたつた一圓ないし八圓であるが)。

このやうな些少の恩典はあるにしても、日本における名目賃金が一般に低いことはまづたく明らかである。しかし、若しこのやうな考察を他のものによつて補はなかつたならば、大規模産業における労働者の状態に關して、紛々たる論議的となるやうな結論へと導くことになるであらう。

(ハ) 日本に於ける一般生活水準

日本は貧乏な國であるから、日本における一般生活水準は非常に低い。人口の大多數はなほまだ農村ないし農業労働者である。その結果として、農業労働者の生活水準が他の人口階級の生活水準に對して相對的基礎たる役割をつとめる。しかし農業労働者の生活水準は工業労働者のそれよりもかなり低い。一般に農民の財産は非常に少なく、そして圓が低落したときにも農産物の價格は騰貴しなかつた。従つて農民階級の生活水準は工業労働者階級のそれよりも低いまゝに留まつてゐた。

そのみならず、いわゆる上流階級(自由職業、官吏、等々)ともいふべきものゝ生活水準もさう非常に高くはない。

このことは次表からわかるであらう。この表は各階級の官吏および公職にあるその他の人々の名目年俸額を示したものである(追加手当および住宅ないし自動車維持のための手当を含み、これは當該官吏の職務によつて必要とされ、全部を目的のために費消されると考へられるのである)。

總理大臣	九、六〇〇圓	最 高	五、八〇〇
各省大臣	六、八〇〇	最 低	五、一〇〇
各省次官	五、八〇〇	社會局部長	四、六五〇
樞密院顧問官		社會局事務官	
議 長	六、六〇〇	最 高	三、四〇〇
副 議 長	六、二〇〇	最 低	一、〇五〇
顧問官	五、八〇〇	帝國議會議員	三、〇〇〇
府 縣 知 事		貴衆兩院議長	七、五〇〇
最 高	五、三五〇	同 副 議 長	四、五〇〇
最 低	四、九二〇	社會局屬月俸	一四五
府 縣 部 長		最 高	四〇
最 高	四、〇五〇	最 低	四
最 低	三、〇四〇	警部補月俸	八五
社會局長官		最 高	

私の觀察した大工場における労働者の平均月賃金(六十四圓三十錢)は、府縣の下級官吏の平均俸給にもとづいて計算されたものである。

(二) 實際賃金に対する追加

私の觀察した大工場的大部分において、私の注意をひいたことは労働者に對して支給されるいろ／＼の恩典である。これは雇傭主の立場からすれば賃金に對する實際の追加に相當するものである。なぜなら、或ひはそれは労働者をして無料で普通の生活必需品を求め得させることになり、或ひはまた割引値段でそれを求めさせることになるから。以下に述べるところは、一例として大日本紡績聯合會が日本のすべての大規模綿絲紡績工場に於いて労働者に與へられてゐると述べてゐるところの特典を示したものである。

(一) 食事費用 — 食物の経費はあらゆる労働者階級の家計において非常に大きな項目たるものであるが、これは圓の低落によつても影響をうけなかつた、けだし、この國民の生活の依存してゐる食物の大部分(米、魚、野菜、茶、砂糖)は日本で生産され、圓が低落してからも騰貴することはなかつたからである。それに、多くの食物は工場からもつとやすい價格で労働者に供給されてゐる。さらに、多くの労働者は工場で食事をする。私の觀察した工場においても、

一日三回の充分に豊富な食事が合計二十錢(約二〇スキス・サンチーム)で労働者に提供されてゐるのがあつた。

(二) 木綿紡績工場の労働者の大部分は、その家族と労働者住宅に住んでゐるが、或ひは若い男工の場合、そしてさらに多くの若い女工の場合には、寄宿舎に住み込んでゐる。この工場における寄宿舎制度については多くの研究があるし

本局から刊行された『日本の産業労働(Industrial Labour in Japan)』と云ふ調査におしてもこの問題が論じられてゐる。この調査で述べられてゐること以上に多くをいふ必要はない。たゞ私の言つておきたいことは、私は視察した工場の半数について寄宿舎をみてきたが、それはみんな清潔で衛生的な設備をそなへ、藝術的な趣味さへないではなかつたといふことである。寄宿舎の費用は非常にやすい。労働者住宅の家賃もやはり非常にやすい。

(三)その他の物質的特典——工場自身の施設である場合とさうでない場合とにかゝらず、労働者に對する衛生上の便宜、無料浴場および無料診療施設がある。

(四)その他の社會的および知識的の無料の特典——一般のおよび技術的教育、少女に對する家庭教育(生花および茶の湯の作法を含む)、讀書および娛樂室、園藝、スポーツ、映畫。

紡績工場以外の大工場における施設も非常に似てゐた。なほ相互共済團體の組織についても一言すべきであらう。なかんづく注目に値ひするのは並木製作所におけるものであり、憂喜和會といふ相互共済組合が設けられ、これに労働者全部が賃金の〇・七五パーセントを拂込むと、(この工場では賃金が月給制であることは前に述べた)會社もその額の二倍を積立てゝゐる。さらに健康保險組合を設けて、労働者はその標準賃金の一・一パーセントを、雇傭主は一・四パーセントを積立てゝゐる。アサヒ麥酒工場【大日本麥酒株式會社西宮工場のこと(譯者註)】にも相互共済組合があり、労働者は義務的にこれに加入するものとし、その毎月の掛金は男工二十錢、女工十錢となつてゐる。

これらの特典の大部分が、労働者の家計にとつて少なからぬ節約となり、また支拂の少なからぬ減少となることは否定できない。東京の大日本紡績會社桶場紡績工場の支配人のいふところによると、一日一圓五十錢の賃金を現金で受取る労働者は、年次賞與、低廉なる寄宿料および食費のかたちで、すくなくともまたその半額だけを受取る。日給六十錢を貰ふ

女工の場合には、これらの追加的な特典はその稼得額のほとんど二倍に達するであらう、けだし現金および現物で與へられる總額が一圓以上となるのであるから。同會社の織物工場においては、追加手當は男工においては一日九十錢、女工については五十五錢、に相當することであつた。

次表にかゝける數字は私に對して提供されたものである。

會社にとつての一日分労働費

		平均現金賃金	住宅費、寄宿舎費等々	賞與、各種福利施設費	合計
紡績工場		圓 1.00	圓 0.10	圓 0.50	圓 1.60
男	工	圓 1.00	圓 0.10	圓 0.50	圓 1.60
女	工	圓 0.75	圓 0.10	圓 0.40	圓 1.25
織物工場		圓 1.15	圓 0.10	圓 0.70	圓 2.05
男	工	圓 1.15	圓 0.10	圓 0.70	圓 2.05
女	工	圓 0.75	圓 0.10	圓 0.30	圓 1.15

(ホ) 生活費および生活様式

これらの追加をもつてしても、もしそこにあげられた數字が正確であると認められるなら(後に検討したところによると私も正確だと信ずる)、工業労働者の報酬はやはりまだ非常に低い、ことに以上の數字が日本において最善の労働條件をもつ大工場に關するものであることを考へるならば、なほさらさうである。

しかしながら、二つの重要な要因を考慮しなければならぬ。その第一は生活費の非常に安いことである。日本の輸出する製造品は競争諸國において極端に低廉だと考へられてゐる。しかし日本の國內市場で賣られる製造品はさらに低廉で

ある、なぜなら日本は商業的ダンピングを行つてゐるのではなく、(實際、大多數の消費者がかくも貧しい場合にどうしてそれを行ひ得ようか?)、また最も廉價な商品のかなりの部分是一般に國內市場のために保留されるのである。劇場ないし映画館の座席は若干錢で求めることができる。木綿の靴下六足が一圓二十錢、列車の食堂車の定食が五十錢である。このやうな例は無數にあげることができよう。食料品の價格は圓が低落してからもあまり著しく騰貴してゐない。現在、政府の非常な努力の結果として、圓はその以前の價値の三分の一にいま低落してゐるにもかゝらず、米價は圓が平價であつた三年前と同じである。この徹底的な政策の負擔は農民にかゝつてくるとともに、工業労働者、商人および官吏はその恩恵をかうむつてゐる。最近、大阪朝日新聞は公の機關から入手した實質賃金および生計費の月々の變動を示す數字を發表した。以下に掲げるのは一九三二年および一九三三年、すなはち圓が減價した時からのその數字であつて、當時の賃金および生計費を一〇〇としてあらはしたものである。【本表に實質賃金とあるは日本銀行發表の實收賃金を意味する(譯者註)】

一九三二年一月		一九三三年一月	
實質賃金	生計費	實質賃金	生計費
100.0	100.0	101.1	103.9
103.0	100.8	101.8	101.8
101.9	100.7	101.5	101.8
99.5	100.0	101.0	101.7
99.3	99.5	100.5	101.5
99.0	99.2	100.8	101.5
98.4	99.2	99.7	101.3
98.2	99.1	99.3	101.3
98.7	99.2	101.1	101.7
101.3	98.4	101.8	101.8
十一月	101.3	十一月	101.3
十二月	104.1	十二月	104.4
			101.6

すなはち、過去二年間に、生計費はすこし騰貴の傾向を示したが、労働者の購買力は減少しないで少しばかり増大さへしてゐる。

第二に注意しなければならないことは、日本人の生活様式が極端に簡素なことである。このことは労働者ばかりでなく國民全體についてさうなのである。商人、知識階級、裁判官および行政官吏は、最高級の人々でさへ、簡素な仕方で生活してゐる。もし日本人が家具で一杯になつてゐる家よりも家具のほとんどない家(それは必ずしも無趣味な家と同じことではない)を好むとしても、また蒲團をしいた寢臺よりも疊の上に寢たがるとしても、さらにまた澤山の肉や糖分からなる濃厚な食事よりも魚類と米と野菜で生活するとしても、あきらかにそれは日本人自身の好き勝手なのである。一國民の生活様式は氣候や風土および國家の慣習にもとづいてゐる。この前の二つの特質は不變である。また最後の特質も、自ら統御し得ない事情によつて大部分自國の領土内で生活させられ、海外移民の可能性もなく、従つてまた外國文明と接觸する機會もない様な國民の場合には、變化され得ない。

日本人の單純なる生活方法は、日本において常にに行はれてきたやうに、家族的な線に沿ふ産業組織と非常によく適應せしめられてゐる。このやうな組織形態を維持することは、雇傭主がその労働者と共にそして同じやうな仕方で生活する小工場においては、困難としない。このやうな工場における労働條件は幾分苛酷なものではあるが、しかしそれはその雇傭主とその家族自身の苦しい生活状態を反映してゐるのにすぎない、とさへいつても、決して事實をまげるものではない。私の觀察した大工場の大部分において多く行はれてゐるやうに見える家長的な觀念の底には、明かに、數百人ないし數千

人さへもの共同體に對して家族的觀念を適應させ、工場主の指導の下に、多少の程度の統一、或ひはまた融和を達成しやうといふ傾向——ある場合に立派に成功してゐる——が流れてゐる。この見地からいつて、私の見た一光景は象徴的な意義あるものであつた。すなはち一工場（蒲田の自轉車工場）の全労働者は例外なしに日本國旗のまはりで支配人の統率下に早朝十五分間音楽に合せて律動的な體操を行つてゐたのである。しかし、工場がもつと大きくなり、従業員が多數となるにつれて、雇傭主と労働者との直接的關係を基礎とする家族觀念を生きた現實として維持することはヨリ困難となるにちがひない。日本においては他の諸國よりもそれはもつと長く維持し得るであらう。なぜなら労働者の平均年齢が低くまた大部分のものが若くて未婚の間だけ工場に留つてゐる若い未婚の少女だからである。しかしながら、大規模工業の發達と、またおそらくは労働組合運動の思想の普及に伴つて、日本労働者の生活様式や労働條件に變化が起りはしないだらうかと疑はずにはゐられない。この問題については、本報告書の結論の部分でまた觸れることゝしよう。

(へ) 労働者の生産高

工場を視察してゐる間、私は従業員たちの敏捷な、また全く潑刺たる働らきぶりにいつも驚かされた。その結果として一労働者あたりの生産高は大きい。その例證として、私の視察した織物工場およびマッチ工場をあげておいたのだが、またその他の例も同様にあげられよう。社會局監督課の作成にかゝる近年における平均生産高の進展をしめす統計表も示された。數年前、マンチェスター綿糸聯合會の報告書には、一九二六年において二人のイギリス人労働者によつて受持たれる織機と同じ臺數をうごかすのに五人の日本人労働者を必要とする。と述べられた。これと同じ言葉が一九三四年に書かれた報告書にもくり返されるだらう、とは思はれない。日本の大工場における労働者の生産高は疑ひもなく非常な進歩をとげてゐる。これはもちろん一つには設備や機械的方法の改善によるものである。また一つには、最小の努力を用ゐて最

大の結果を生みだすやうな労働組織の方法と、均衡のよくとれた食事によつて労働者の筋肉および一般健康を強化する方法とを熱心に研究し、これを一般的徹底的に應用したことに基づいてゐる。私の視察した二つの研究所のごときは完全なる科學的基礎のもとに、このやうな二つの方向に添つて作業がいかに巧妙かつ周到なる仕方で行はれてゐるかについて大體の概念を與へてくれた。

私は倉敷における労働科學研究所を視察した。これは同市における大きな綿糸紡績工場の經營者であり、日本における最も進歩的な雇傭主の一人であるところの、大原孫三郎氏によつて十三年ほど前に創設されたものである。元來この大原研究所（それは數ヶ所にあり、その一つについては本報告書の後段で述べる）は、日本の産業が一九一四年乃至一九一八年のヨーロッパ製品が太平洋に瀰らされなかつた時代に異常な膨脹をとげた後、大戦直後の數年間に當面するにいたつた重大なる状態のゆえに、設立されたのである。大戦が終了したとき、日本産業は、品質からいつても、また生産費からいつても西洋からの輸出品と競争することはできなかつた。そこで、大原氏をも含めた若干の有識者たちは、全事態を充分に再吟味しなければならぬこと、また労働の組織を科學的に研究して最大能率を發揮しうるやうにしなければならぬことを考へたのである。このやうにして、暉峻博士を所長として労働科學研究所が創設せられた。なほ、これに附屬して農業研究所もある。この研究所の調査は次の四項目について行はれてゐる——労働者の健康および能率と環境との關係、労働過程の合理化、疲勞の問題の諸様相、および職業病。それは科學的見地からみて非常によい設備をもち、實驗室四十をそなへてゐる。研究所からは社會衛生年鑑、一年二回刊行の労働科學研究と稱する調査研究集及び特殊問題についてのパンフレットが發行されてゐる。同研究所は日本の産業界を通じて大いなる聲價を有し、産業界はその研究を非常に重要視して、その結論を實行に移さうと試みてゐる。

東京では、佐伯博士に伴はれて同氏が所長たる榮養研究所を視察した。佐伯博士は國際聯盟の保健委員會の活動にしばしば参加した人である。榮養問題は、日本のやうな人口きはめて稠密でしかも耕作適地の甚だ狭小な國にとつては、もつとも重要な問題の一つである。そこで利用しうる土地を使つて、日本人の嗜好に適するやうな、廉價な、しかも大いに營養に富む食物を生産することが必要なのである。これが研究所の研究課題である。日本人の主要食料たる米については米の榮養價を完全に保存し、しかも一切の有害な成分を除去しうるやうな、脱穀、精米方法を案出するのに成功して脚氣のやうな病氣の發生を豫防するのに貢献してゐる。研究所は廉價で衛生的かつ榮養に富む食事に關する料理法や献立を作成してゐる。この種の事業は、賃金が低く、また肺結核、腸疾患、幼児病などにより永年のあいだ死亡率の高いことは、ある程度まで、品質數量の兩方に關して國民の榮養の不充分なることによるものだからである。佐伯博士は、理論および實際の兩方において、周到なる研究をなしとげ、工場労働者、小學校兒童、その他のために多くの献立を作成してきた。私の聞いたところによると、これらの献立は多數工場の労働者や各小學校の兒童に對して規則的に實施されてゐるさうである。私は日本に普及する組織的方法と科學に對する信頼とについて充分にうかがふ機會を屢々もつてゐたので、このことを聞いても今さら驚嘆することはなかつた。

第二 輿論

日本訪問中、私は自ら親しく觀察を行うと同時に、自然できるだけ多くの人々の意見をも聴取した。私は政府、雇傭主側、労働界並にその他に屬する個人又は團體と多くの會談、討論及び實際の協議までも行つた。また、新聞雜誌にあらはれた多數の私の訪問に關する論説も讀んだ。

私が纏めることのできた現事實の觀察の光に照らして考察すると、これらの會談及び論説は、産業労働状態に關する實狀ばかりでなく之に關する日本の輿論の状態についても大體の概念を形成する上において非常に有用であつた。私が何故日本の輿論の状態と言うかと云へば、種々の個人や團體が細部の點ではいろいろな意見を抱いて居り、或る者は問題の或る一つの形相を特に強調するに對し他の者はまた別の形相を重視するではあつたけれども、根本的な問題についてはなら意見の相違がなかつたからである。

この根本的な意見の一致は、『日本にソシアル・ダンピングがあるか』と言う問題——私自身は決してこれを質問したわけではないが、全世界を通じて新聞記事その他で何回となく討論せられたこの問題——に對する回答についてあらゆる人々が深い關心をもつてゐたとの事實に負う所多大であつた。いろいろ發表せられた意見はすべて主として、この暗黙のうちに含まれる問題に對して答へんとするものであつた。しかし、偶々それらは日本における労働状態や經濟並に社會状態などの其の他の多くの形相を明かならしめた。されば、これらの意見について、できるだけ詳細な、正確な摘要を試みるであらう。

一、官廳方面の意見

私は各種の政府部局における種々の人々と多くの會談を行った。以下においては主として、商工大臣松本博士及び内務省社會局長官丹羽氏との特に充實した討論を取扱うであらう。なほ序ながら、社會局は立派な労働省たるにふさはしい多くの部課と職員とをもつてゐるのである。兩氏は圓卓會議ともよばれるべき會談に私を招待し、それには主要な職員が參列された。また、第十八回國際労働總會の日本政府代表たり社會局の高官たる北岡氏の非常に權威のある聲明にも言及しなくてはならない。私の日本滞在中に、北岡氏は、全國産業團體聯合會及び日本商工會議所による四月十日の國際労働總會日本代表（政府、雇傭主及び労働者の諸代表を含む）送別午餐會の席上、日本政府代表たる資格において一場の演説を行ったのである。

上述の場合に表明せられた意見は次のように摘要せられるであらう——

日本の經濟制度全體は、天然資源に乏しいこと、並に人口過剰であること（人口一人當りの耕作適地面積は七エーカー半で、世界中で最も少ない）によつて説明せられ得る。人口過剰問題の唯一の可能な解決策は移民か又は一國の工業化である。しかるに、ほとんど一切の國々では日本移民に對する制限があるから、従つて國の將來はひとへに工業の上にかゝつてゐる。

しかしながら、日本は原料に乏しくして、産業界においても外國に依存してゐる。このことは、海外から購入する原料の代價を支拂うため、並に日本をして世界市場において對等に競争することを得しめるためには、技術方法を改善し以て生産の増加と生産費の低減とをはかることを必要ならしめる。技術的改善は明治維新以來教育及び研究の目的とする所で

あつたが、この方面における努力は世界大戰直後に日本が産業上及び輸出上の危機に悩んで以來一層強烈となつた。かく採用せられた改善こそは海外市場における日本産業の現時の成功の根本的原因であつて、圓の減價の如きは直接的、偶發的原因にすぎない。二つの事態の展開——輸出を目的としての産業の技術的改造の完成と圓の減價（他の國々の通貨の減價の一結果たる）と——が同時におこり、かくて外國人に一層明白に看取せられた後者がまづ前者をかくしてしまつたのである。

ともかく、この二つが日本輸出貿易の現下の成功の原因である。産業において支拂はれる賃金に對して重要性を附する傾向があるけれども、賃金はこの點に關聯してはそれほど重要性をもたない。第一に、日本において支拂はるゝ名目賃金率、又は金に換算された賃金率を競争對手國において支拂はるゝそれと比較することは正しくない。圓の急速な崩落は之に伴つて國內市場における國內生産物の價格を同等程度に引上げなかつたばかりか、むしろなんらの引上げをも生じなかつたのであり、日本の労働者はほとんど全く國內生産物——米、魚類、野菜類、茶、等々——で生活してゐるのである。このことは、日本の實質賃金が名目賃金と異なる程度は、西洋諸國の賃金ほどに甚しくないことを意味する。その上、農民、工業労働者、その他を含めて日本の全人口の生活様式は極端に簡單である。これはこの國の氣候風土並に慣習によるものである。なほ、こゝに忘れてならないことは、簡易生活は必ずしも悲惨な狀況ではなく、實生活においてそれは個人になんら有害である筈はない。何故なれば、今日の日本人はエネルギーにおいても身心の能力においても決して西洋人に劣つてゐないからである。労働時間については、大企業では一日八時間乃至九時間となつてゐる。

日本政府は労働者の生活状態及び労働状態を改善することがなほ可能でもあり望ましくもあることを充分悟つてゐる。日本政府は國際労働機關の基礎となつてゐる原則に對しては同感の意を表明したのである。その上、或ひは大衆購買力を

増進するため、或ひは日本商工業の進歩が過去と同様將來においてもつねに労働者の状態の改善を伴うことを示すことによつて諸外國における日本商品防遏運動からその表面上の口實すらも奪つてしまつたため、労働状態を改善することは國家の眞實の利益である。

結論として、日本政府は必然的に大輸出國たる日本が他のすべての國々よりも一層苦しむところの高率關稅政策に對して抗議してゐる。何故なれば、この政策によつて日本の製造品輸出貿易は危險に曝され、他方日本はなほ機械及び設備を輸入しなければならぬし、またつねに原料を輸入しなくてはならないからである。これら二つの要因は、何故に現在の日本輸出貿易の比較的繁榮期においてすら、日本の貿易差額が、一九三三年をも含めて、從來つと輸入超過を示してきたかを説明するものである。

二、雇傭主の意見

私は雇傭主側を代表する著名な人々や團體と多くの會談及び協議をとげた。すべての場合において、私は最も鄭重に接待された。近き將來において國際労働條約の批准を考慮することを快しとしない人々さへも、國際労働機關の基礎たる諸原則並に國際労働局との連絡及び情報交換の價値を眞面目に認めてゐた。東京、名古屋及び大阪において、私は全國産業團體聯合會及び各地の商工會議所の接待をうけた。この機會を利用して、私の會談した右の諸團體の各員、別しては全國産業團體聯合會の會長郷男爵、及び同常務委員藤原銀次郎氏、大阪商工會議所會頭稻畑勝太郎氏、大日本紡績聯合會委員長阿部房次郎氏、名古屋商工會議所會頭岡谷惣助氏、並に國際労働機關日本使用者代表事務所長宮島綱男氏に對して感謝する次第である。

この多くの會談において、また四月六日全國産業團體聯合會が私のために設けられた午餐會の終了後數時間に亘つて行はれた懇談會においても、多數の議論が提示せられた。これ等を摘要する最も良い方法としては、右の懇談會における日本團體生命保險株式會社專務取締役膳柱之助氏の開會の挨拶を殆んど全部そのまゝ掲げるほかはないと思う。

『日本の海外貿易の進出に對して、それが不正競争に基くものであるとの理由によつて、歐洲の大部分から非難が傳へられることは深く残念に思う。日本の商品の世界市場における最近の急激な進出の重要な原因の一は、圓の爲替價値の低落であるが、この低落は金本位を離脱した全ての國に共通なものであつて、日本はかゝる状態をもたらす政策を故意にとつたのではない。その上、これは早晩解消すべき一時的現象である。』

日本商品の輸出の増加は低廉な生産費と現に生産される商品の優良な品質とによるものであるが、これは日本の企業が産業組織、事業經營及び技術を改善することにより、並に能率を増進することによつて、經濟不況に善處せんと非常な努力を拂つた結果に外ならないと信ずる。彼等は外國に對する商品販賣價格を國內における販賣價格よりも低くしようとは決してしてゐないのである。

低生産費は低賃金を意味すると推斷する或る種の人々は日本における名目賃金と歐米諸國におけるそれを後者の國々の通貨に換算して比較し、これによつて日本の産業が劣悪な労働條件から特殊の利益を得つゝあると結論し、人道的正義のために彼等は日本の労働條件を歐洲の標準まで引上げるべきことを提唱しつゝある、と報ぜられてゐる。これは全く日本の雇傭主と被傭者の間の關係、生活様式及び社會事情について理解を缺いたために生ずる謬論である。工業的企業における日本の男子労働者の平均稼得額は中央官廳又は都市の吏員のそれよりも低けれども、地方官廳の吏員のそれよりも高く、國民の大多數を占むる農民のそれよりは遙かに高い。又工業的企業における女子労働者の大部分、殊に繊維工業に従事する者は義務教育を終了した時から結婚する時まで、僅か三、四年だけ労働するのである。一般に彼等は工場に附屬した寄宿舎に生活し、これに支拂はるゝ賃金は寄宿料と日常の小遣とを費消した上、なほ餘剩分を以てその家族の収入を補助し又は自己の結婚費とするに足るのである。

多くの紡績工場はその女子従業員のために、その餘暇時間中に補習教育、料理、裁縫、茶の湯、生花等の講習をうける便益を供してゐる。彼等の住んでゐる寄宿舎は地方の女學校の寄宿舎よりも設備が良く、紡績業の女子労働者の生活標準は農村におけるその姉妹達の標準よりも遙かに高い。このことは一般の工業労働者の生活標準を指示するものであらう。

日本における賃金は労働に相當する對價を嚴密に表はしたものである。賃金を支拂う以外に、雇傭主は、法令又は團體協約によつてこれを強制せられるのではないが、通例その労働者の福利増進のために多額の支出をする。日本工業俱樂部で二年前に行つた調

査によれば、これに加盟する百二十八會社が労働者の福利増進のために使用する金額はこれらの會社の支拂賃金總額の二十四%に當つてゐた。

日本には失業保險の制度はないけれども、解雇せられる労働者は法律上二週間分のその賃金に相當する額をうくる權利を有しており、通例はこれに加へて勤続期間の長短に應じて解雇手当が與へられる。一例をあげれば、勤続一年につき十五日分乃至一ヶ月分の賃金に相當する額、勤続二十五年又は三十年に及ぶ者に對しては四千圓もしくは五千圓が支給される。自己の任意にて退職する労働者ですら上述の解雇手当額の五十乃至七十%を受ける。日本の賃金を計算する場合には、これらの手当が名目上の稼得額のうへに追加されなくてはならない。さらに、毎半年又は毎年の末には會社の當該期間における利潤の大小に應じてボーナスが支給せられることも一般の慣習となつてゐる。

日本では労働は買はれるのではない。反對に、労働者の傭使は雇主にとつて道徳的意義をもつており、労働者の生活を相當程度に保障しその文化生活を向上させることを含んでゐる。

之に對して日本の労働者もまたそのうけとる賃金の額の大小や就業時間の長短などに應じて労働するのではない。彼等はその技術を向上させること並に優良な製品を造ることを誇としており、自分の工場又は會社が隆盛となることを樂んでゐる。數年前産業界の不況が深刻であつた際、多くの労働者はその労働する工場の破産を防ぐため、自發的に賃金の引下げやその支拂の延期を申出たのであつた。日本の労働者は必ずしも労働條件の維持又は改善のためにストライキに訴へるとは限らないのであつて、職長その他の監督者に對する労働者の不信任、待遇改善の要求、労働組合の承認等々を原因として發生する争議も多數にのぼる。日本では賃金とか労働時間とかについては團體協約は締結されないで、單にその雇主の誠意に對する労働者の信頼又はその所屬する労働組合の指導者の誠意に對する信頼を表明するために締結せられるのである。以上の事實は日本の労働者の至情を明かにしてゐるであらう。

日本の賃金を決定する最も主要な要素は労働時間、賃金等々に關する労働立法ではなく、人口問題と農民の生活費の問題である。日本は國土狭小にして天然資源の貧弱な人口過剩國であつて、しかも移民の自由は極端に制限せられてゐる。故に、自己並にその家族の生計を維持するために、労働者はその快樂を大いに犠牲にしても、どうしても外國の労働者よりも勤勉に働かなくてはならない。と言ふのは、彼等はいかに生活するか、それとも又死ぬか、どちらかを選ばなくてはならない立場におかれてゐるからである。日本國民の三分の二は農業に従事しており、猶大の土地を耕作し、貨幣價値に見積つたその稼得額は極めて小額であつて、都市における工業労働者のそれよりも遙かに低位のものである。しかも、農村における労働力の供給は需要よりも大きいから、農村における賃金はつねに國民的標準とせられるのであつて、さればこそ工業労働者の労働條件を人為的に引上げることができない。し

かしながら同時に、農民又はその他の労働者の名目上の稼得額又は賃金の低いと云ふことは必ずしも生活標準の低位にあることを意味するものではない。なぜならば、日本人は簡易な生活と食物とに馴れており、物資や資料は極めて低廉なのである。日本人口の九十八パーセントは義務教育を受けることができたし、電燈、ラジオその他の近代的便益は、住民の名目上の稼得額が少ないと言ふ事實にも拘はらず、山間僻地に至るまで普及してゐる……

労働者の福利を保護する立法は産業の發展に應じて實際に制定せられ、一度制定された労働立法は嚴格に履行せられてゐる。雇主は法令及び規則の要求する以上に労働者の福利を増進するに努めつゝあるのであつて、その一例としては、ボーナスや退職手当を與へる慣習、並に多くの工場礦山に設けられてゐる共済組合の如き福利増進施設があげられるであらう。なほ、共済組合の費用の半額は雇主によつて負擔されるのである。成年男子労働者の労働時間に關する法制は存しないが、これも着々短縮されつゝあつて、現在では残業を含めて一日平均九時間四十分程度となつてゐる。

序ながら、日本では法制上は災害補償制度と健康保險制度とだけが設けられるにとどまり、共済組合よりの退職手当の制度は、發疾、老年、死亡に際し労働者を救済せんとする雇主自身の努力の結果である。全國産業團體聯合會は一般公衆の利益のため右の救済制度を合理化し普及せんと目的のもとに、來月(一九三四年五月)から團體生命保險事業を開始せんと準備中である。

日本では法律で定めた權利義務だけが社會の事象を律するのではない。一例を申すと、失業保險の制度はないけれども、智的職業の労働者と季節的日傭労働者とを除けば、一般労働者の失業状態は諸外國における程深刻ではなかつた。職業組合の未發達による職業の轉換の自由もこの原因の一つであらうが、根本的理由は親戚や友人の間における相互救済の風習が普及してゐることにある……通商の自由及び移民の自由が制限されて國民主義的色彩が濃厚となつた現在において、天然資源に乏しく、國土狭小にして人口過剰なる日本はその労働條件の點を除けばあらゆる方面においてハンデキャップを負つてゐるのであるから、この労働條件を歐洲の標準に適合させることは困難である。吾々は我國の産業及び社會の状態と日本の國民性とに適應して、雇主と被傭者との間の協調を助長せんと努めつゝある次第である。』

國際競争及び『ソシアル・ダンピング』の問題について、雇主の提示した意見及び議論は官界において表明せられるところと同様である。労働者の生活状態及び労働状態の問題について、雇主の態度はこれらの人々がいかに産業生活、さらに進んで國民生活における家族制度の觀念を重視してゐるかを立證してゐる。この觀念は、私にこれについて物語つ

た人々の見解によれば、事態の實狀によつて必然的に生じたものであつて、過去においてあらゆる問題を解決した(彼等の意見によれば)と同様に、あらゆる將來の問題に對する適當なる解決方法を提供するに足るものである。

三、労働者の意見

私は労働者團體やその主なる指導者たちと何度も接觸する機會を得た。日本労働組合會議、労働總同盟、全國労働組合同盟、労働組合總聯合(四月十五日、大阪におけるこの團體の年次大會にも出席した)および日本海員組合の代表者たちと會談した。私は、これらの諸君全部、特に日本労働組合會議々長および海員組合組合長濱田國太郎氏、労働組合會議書記長米窪滿亮氏、労働組合會議副議長および労働總同盟會長松岡駒吉氏、全國労働組合同盟中央委員長河野密氏、同主事菊川忠雄氏、労働組合總聯合中央執行委員長坂本孝三郎氏の諸君に對して、感謝の意を表したいと思ふ。すべてこれらの諸君は國際労働局の事業に對しても最もすぐれた理解と最も熱心な關心とを示してゐられたし、また、日本における労働状態や同國の一般社會經濟情勢のいづれもが労働局によつて充分に諒解されんことを熱望されてゐた。

私の會つた労働者の代表はみな、日本政府や雇傭主の代表と同じやうに、まづ第一にソシアル・ダンピング問題について彼らの意見をのべようと熱望されてゐた。西洋でもち上つたこの問題に關する議論が、この國の雇傭主や責任當局の代表たちと同様に労働者の間にも非常な注意をよびおこしたことは、全く明らかであつた。この事實を示すための最善の方法として、東京で發行されるプロレタリア經濟雜誌『労働經濟』四月號で私にであられた『公開狀』における議論をいくらか長く引用しておかうと思ふ。

この公開狀はまづ懇篤なる歡迎の挨拶にはじまつて、それから次のやうに續けられてゐる――

『世界各國、とくに歐米諸國において、日本海外貿易の進出を阻止せんとする運動が起りつゝあることは、世界平和、人類進歩のために甚だ遺憾に思ふところである。そして、その阻止の理由の一として低廉なる日本労働者の賃金が數へられてゐることは、いろいろな意味において、我々の最も残念に思ふところである。』

つゞいて公開狀は日本輸出品の非常に低廉なる理由について論じてゐる。この事實に對しては幾多の理由がある。ある一部の日本産業においては、たとへば木綿紡績および人絹のやうに、合理化、技術的進歩および科學的經營に基づいて、著るしく生産費を引下げることができたものもある。また、ある一部の産業においては、たとへば雜貨生産の小規模工場のごとく、無意識的な濫賣競争に陥つて自殺的な賣價の引下げを行つたものもある。これに加ふるに、圓爲替相場下落や労働賃金の低廉なることも、たしかに有力なる一因をなしてゐるといはなければならぬ。

しかしながら、産業の合理化もおのづから極限があり、小規模工場間の無統制な競争状態も政府の努力と鬭争自體の結果によつて次第に改善されつゝある。また、圓爲替の下落による製造品輸出の有利も、減價した貨幣で原料を輸入しなければならぬために、かなりまで相殺されてしまふ。労働條件の改善については『政府の援助ならびに労働者の自主的努力によつて、確保され得るだらうと思はれる。これを要するに、輸出品の最近における甚だしき廉價は、一時的現象であつて、次第にそれほど目立たなくなるであらうと信ずるのである。』

さらに『労働經濟』はつゞけていふ――日本の労働組合は二つのちがつた觀點から労働條件の改善を要求してゐる。その一は分配の公正の原則であつて、木綿紡績および人絹について適用さるべきものである(高配當をなしてゐる産業において労働條件は満足なるものでなければならぬのである)。第二の原則は小企業における無制限なる競争を防止しなければならぬことである。しかしながら、と『労働經濟』はつけ加へていふ、かりに労働條件が改善されたとしても、なほま

だ日本における雇傭條件が歐米におけるものと『名目的に』相等しくないといふことは全く有り得ることである。かうした純粹に數字上の觀點からみれば、日本の賃金は依然として低廉たりつゞけるであらう。この事實を理解するがためには労働および産業事情を考慮するのみでは決して充分ではない。さらに、日本の氣候、地理的および人口事情、歴史的傳統日本人の國民性、生活様式、社會組織、國際的地位等にわたつて、ふかく洞察しなければならぬ。

衣食住についてみるなら、日本人は簡易かつ質素な生活をいとなく國民である。日本人の生活様式がある程度まで歐米風になつたことはたしかであるが、しかし、『日本人は全生活を歐米化することをもつて、かへつて苦痛とするところであらう。』だが、これをもつて生活程度が低いと斷することはできないのであつて、要するに東西生活の質的相違であるとみなければならない。日本人の生活が簡易質素であることは生活費がわりあい低廉であることを意味し、この點にこそ相對的に低い賃金率の眞の意義が求められなければならないのである。

日本においては國民の大多數が農民から成り立つてゐる。工業労働者も社會階級として年わかく、その大多數は農村出身である。今日でも、木棉紡績、生糸の婦人労働者はすべて農村よりの出稼人であつて、近代的な意味において労働者階級とはいひがたいのである。日本は家族間の紐帶のつよい國であるが、特に農村においてさうである。都會の失業労働者は故郷の農村にかへり、その農村の家庭に吸収され、失業してゐる間はそこで扶助をうける。また工業地帯で行はれてゐる日用品掛賣りの慣習も、家族制度と共に、日本の労働者の經濟生活に對して、著るしき伸縮性をあたへてゐる。『このやうな事情は、日本労働者の生活條件を正しく理解するために、見逃すべからざるところである。』

もう一つの重要問題は人口の増加である。人口過剰は、單に労働條件にかぎらず、國民生活のあらゆる方面にわたつて根本的な影響をあたへてゐる。日本に近代政府が成立した當時は、日本の獨立すらも危険視されたほど、世界はずでに列

強によつて支配され、世界の未開地はことごとくこれらの強國によつて分割され終つてゐたのである。日本の指導者は、併呑の脅威に抗するため、全精力を集中して資本主義産業の哺育に努力した。

『その結果は、資本主義のもつところの禍害もあらはれ、現に我々はこれに悩まされつつあるのであるが、一方においては、日用品需品物價を總體的に低廉ならしめるように、一つの國家的統制の制度も早くから經濟生活の各方面に行はれた。日本政府の努力のうち一つの結果は教育の發達にあらはれてゐる。それは伶俐、勤勉なる國民をつくりだし、労働者に技術的能力と熟練とを備へさせさせて——近代工業の進歩が個人の熟練および技能を次第に不必要ならしめるのに伴つて、——職業の轉換を容易なるものとした。このやうな事情は、當時、資本乏しくして過剰の人口を抱へ、移民の捌け口もなき經濟的後進國日本としては、その進歩のまへに開かれた唯一の道であつた。』

以上が、『労働經濟誌』の見解によれば、日本の地位、その産業および労働階級を明らかにするところの諸事情である。日本の労働階級は帝國主義的ではない、かれらは『人口過剰の救済策として諸外國に侵入しやうとは決して望まない、だが、合理的なる移民の自由及び合理的なる通商の自由を希望する。』日本の労働者は外國において日本品の輸出を阻止しやうとする運動が行はれつゝあることを懸念してゐる。『若し不幸にしてこのやうな懸念が事實として生ずるならば、日本労働者階級の生活はいよいよ切下げられざるを得ざるのみならず、それはまた世界平和ならびに人類進歩のために大いに悲しむべきことであるといはねばならぬ。』

『思ふに、安價な日本商品の進出によつてその生活水準をおびやかされる各國の労働者にとつて、これを阻止せんとする當面の對策は、誠に同情すべきものがある。けれども、何故に日本商品は低廉であるかといふ點に對して、もつと眞面目に研究すべきことの必要なのを、我々は指摘しなければならぬ。單に各國における賃金率のみを比較して、最近の日本商品に對する販路の擴張を低賃金によるソシアル・ダンピングだとのみ非難する態度には、我々は賛成しがたいのである。我々も日本の低賃金を認めるけれども日本と諸外國との實質賃金の相違が名目賃金の相違ほど大きいとは考へられない。また、曾て安價にして良質なる外國品がどしどし日本市場に入りこんだ時代にも、我々は決してこれを排斥しやうとしなかつたことを注意してほしいと思ふ。それどころか、過去六十年間

日本人は外國品を歓迎し、外國労働者の熟練および技能を讃歎し、その製品によつて學ぼうと努力したのである。我々日本労働者は世界の労働者に告げたい、日本商品の安價なる眞の原因を研究してもらひたい、又日本の海外貿易の伸張をいたづらに阻止しないし制限しやうとすることは、さらに我々の賃金をますます下げる結果となり、現在の不合理なる産業組織を維持せんがために、世界の文明進歩を妨げるものにはかならない、といふことを……

終りに、日本労働組合が、日本のあらゆる進歩主義者と協力して、ワシントン労働時間條約の批准實現のために努力しつゝあることを告げておきたい』

以上に述べられた議論がすべての點において雇傭主の主張と同様であるといふことは出来ない。しかしながら、多くの點においてその結論は同一である。ことに、日本にはソシアル・ダンピングがないといふこと、また日本の生活様式および社會機構を考慮しなくては、日本労働者の實質賃金および生活水準を正確に推定することはできないといふこと、において兩者とも一致してゐる。

しかし、將來どうなるだらうかといふ問題については、雇傭主と労働者とは一致しない。雇傭主も將來において労働條件の改善を豫想することは拒まないけれども、それが實現されるのは、産業および貿易状態の改善に伴つて殆んど自動的に労働者の生活水準を向上させるやうな一種の自然的報償ならびに現在の状態の自然的發展によつて行はれる、と考へてゐるやうである。他方、労働者は、まづ日本の輸出貿易の伸張が彼らの犠牲において達成されたのではなく、またこの輸出貿易の停頓によつて第一に苦しむのは彼ら自身であるといふことから述べはじめてゐる。しかし、さらにつづけて、労働條件——それは外國でいはれてゐるほど必ずしも劣悪なものではない——はたゞちに改善されうるし、さるべきであるといふ。これら二つの見解は、一九三四年四月十八日、日本労働組合會議執行委員會の特別會議において長時間にわたる討議を経て作成された宣言中に表明されてゐるものである。この宣言の主要な文句は次のごとくである。

『圓貨の爲替安、低賃金と長時間、労働者の勤勉、労働者の技術的熟練、輸出貿易に對する政府の補助、商標の偽造などの不正なる競争手段——これらが日本の輸出貿易の發展に關係せる要素としてあげられてゐる。そのうち最も問題となつてゐるのは、圓貨の爲替安と労働條件の低劣とである。圓貨の爲替安については、原料を輸入しなければならぬ日本としては實際には大した利益はない。それゆゑ、日本の輸出貿易の發展を促進する最大要素は生産費の低廉にある。だが、それをもつて單に低賃金および長時間の結果のみに歸することはできない。優秀なる技術的熟練および勤勉なる労働もまたこれに關聯してゐる。従つて、日本貿易の進出がソシアル・ダンピングの結果なりとする主張は、なほ幾多の疑問あることを認めなければならない。』

しかし、いまかりにソシアル・ダンピングの非難を反駁し得たとしても、歐米諸國にくらべて著るしく低劣なる日本の労働條件は日本貿易の急激なる進出を促進しつゝある最大の要素である。これらの商品の大部分が小工場ないし小作業場の所産であることを知るとき、けだし思ひ半ばにすぎないものがある。……

労働條件改善の問題が純然たる國內的問題であつたとき、雇傭主たちはかくすることは日本にとつてその商品の海外における競争力を維持するやうに不利となり、従つて貿易の伸張を阻害するものだ、と論じるのを常とした。しかるに、いまや日本の貿易は實際に急激なる進出をとげ、諸外國の貿易の脅威となりつつある現状にあるに鑑み、この際國內の労働條件を改善することは、労働力および産業をその濫用から免れさせ、將來當然發生するものと考へられる能率の低下を未然に防ぐと共に、勞資の協調を促進し、産業平和の確立に役立つものである。同時にまた、諸外國に對しては、日本商品が搾取労働の生産物にあらざることを立證し、たとへ日本労働條件が劣悪であるとみなすもの全部までなくとも、すくなくとも各種文化團體ないし労働團體に對して、日本の態度が我利不正ならざることを示すこととなるのである。

以上の理由により、日本の組織労働者のほとんど全部を網羅し、労働組合主義の旗幟のもとに最も健實なる労働運動の代表者たる日本労働組合會議は、日本労働階級の名において、この問題を國內的および國際的に圓滿に解決するために緊急不可缺の事項として左記の諸對策を政府當局および雇傭主に要望するものである。

- (一) 輸出産業を統制し且つ當該産業における最低賃金を決定すること
- (二) 労働組合法を制定し労働者の團結權を公認すること
- (三) 労働時間(工業)、婦人および年少者の夜業禁止、週休制に關する四つの國際労働條約案を即時批准すること

これと類似の見解は、總同盟機關誌『労働』一九三四年一月號における同會長松岡氏の論文にも、また私が日本を去つ

て後、五月に『社會政策時報』に發表された米窪氏の論文にも、示されてゐる。それはまた、労働者階級の代表者たちとのすべての會見で私に示されたところでもあつた。

四、諸方面の意見

(イ) 經濟學者及び社會學者

私の日本滞在中私は私に與へられた經濟及び社會問題に關心をもつ人々並に機關——尤もこれらの機關は經濟及び社會の問題に關して公の行動をとる責任あるものではないが——との幾多の接觸の機會を無駄にしなかつた。石井子爵を會長とする日本國際協會(舊國際聯盟協會)、太平洋問題調査會日本理事會、大原社會問題研究所——それは大原財團の別の一施設で大阪に本部を有し二人の著名な經濟學者、即ち常務理事高野岩三郎氏及び理事森戸辰男氏の下に社會組織並に労働に關するあらゆる問題を研究してゐる——並に協同會の代表者と會談した。この最後の機關は一九一九年に組織され、その會長は徳川家達公、常務理事は吉田茂氏である。その支所は東京、大阪、名古屋、福岡に設置されて居り、その評議員會には政治家、教授及び評論家を包含してゐる。この機關は職業教育、労働條件、労働者の職業紹介、労働争議等の如き一切の労働問題を理論的に、また屢々實踐的にも、取扱つてゐる。これらの重要な施設の外に、私は社會立法協會並に木曜會又は『木曜俱樂部』——社會問題の討議のために經濟學者、社會學者、評論家、教授が出席して木曜日に會合を開くので斯く呼ばれる——を擧げることが出来る。私は私の訪日を祝して特に開かれたこれらの會合の一に出席する光榮を荷つた。

私のもつた幾多の會談において述べられたことをこゝで逐一説明することは出来ないから、私はこれらの二つの團體の二つの會合において述べられたことの概要を少しく詳細に以下説明するであらう。これは私が政府、雇傭主並に労働者の代表者と討議した問題に關する日本においての進歩的意見の輪廓を傳へるものである。

先づ第一に、非常に有名な經濟學者高橋龜吉氏は木曜會の會合において一つの聲明を行ひ、その中で氏が既に幾多の論文及び講演において提出した意見を要約した。氏の主として關心してゐる問題は日本産業の労働條件に關して公正妥當な結論に到達する前に充分適用されるべき方法である。氏の見解によれば、このことは労働條件の依存する左の六個の要素を斟酌しなくては果され得ないのである。

- (一) 農民の生活條件を支配し、従つてまた日本産業の賃金水準を決定するに與る諸要素——即ち一人當り農業生産、農作に眞に生産的なるものにするの諸困難、農村地方における人口過剰、農産物の保護關稅及び其他の形態の保護、地代、租稅、及び農民に課せらるる其他の負擔。
- (二) 賃金獲得者のみならず手工業者及び小商人の一般的生活條件、これらの條件は賃金の一般水準に影響を及ぼすのである。
- (三) 原料費、工業の動力機械費及び資本費(金利)。
- (四) 日本製品の途上に外國の設けた關稅率及び其他の關稅障壁、日本の労働條件に及ぼすその影響。
- (五) 其他、熟練労働者と不熟練労働者との割合、團體協約の締結を支配するものとしての資本と労働との力の均衡關係等。
- (六) 國際的情勢、特に近隣諸國殊に支那における労働條件。

我々の討議中高橋龜吉氏は労働條件に關する二個の根本的事情、特に日本自體より見たる賃金並に其他の國々より見たる賃金について力説した。

氏は日本自身より見たる日本の生活水準並に賃金に關して左の如き意見を開陳した。

(一) 諸國における生産費は諸種の要素に依存する。例へば、ある國々は豊富なる資源を有してゐるのに、ある國々の資源は貧弱である。またある國々では借入資本に課せられる利子は低いが、他の國々では高い。歐米では一般にこれらの二要素に恵まれてゐるが、極東ではさうでない。このことは資本家制度において支配的な諸要因によつて諸國における生産費に差違を生ぜしめてゐる。こ

これらの要素は労働條件に差違を生ぜしめる。この様な差違が諸國において生ずるのは、これらの國々が天然資源及び借入資本費に關して對等の地位に立たない限り、避け得られないことである。この場合において、低賃金國必ずしも高賃金國よりも安く商品を買つてゐる國といふことにはならない。

(二) 各國には諸種の産業におけるすべての賃金率の基礎となる一つの國民賃金水準がある。それはその國全體としての生産能力の一つの表象である。一國における特定の産業を他の國の同一産業と比較し、一つをチープ・レーバーに基くものとし他を然らずとし、また一つをその國の生活水準を低めるものとし、他を然らずと結論することは公正でない。比較はこの二國の國民賃金水準を基礎としてなされなければならない。この見地から特記すべき重要なことは、日本における國民賃金水準は農民の所得を基礎としてゐるといふことである。農民は日本の労働人口の大多數を占めてゐる。産業労働者が失業した場合に彼等は身の農村に歸り、農業に従事する。従つて賃金の基礎は農業に見出されるべきである。日本の農業は利潤率が大して高くないから、工業賃金の階段はすべて低位の起點から出發しており、それ故に非常に高くは昇り得ない。

外國より見たる、また外國においていろ／＼と批判されてゐる日本人の生活程度並に賃金に關する高橋龜吉氏の意見は左の如くである。

(一) 日本の労働が低廉であるとの主張を論駁するために、日本の資本家は日本の賃金率は全體としての國民の生活状態に比較して低くないと言つてゐる。彼等は工場労働者の生活程度を農民のそれと比較し、この比較を提出して、工業労働者の所得は農業労働者又は其他の部門の労働者のそれよりも高いのであるから、チープ・レーバーの問題は起らないといふことを擧證するための一論據としてゐる。この説明は單に之れが日本國內だけの労働條件の問題だとすれば承認され得る。併し乍らこゝではさうでないのであるから、日本の資本家のチープ・レーバーを使つてゐないといふ言は正しくない。外國は日本の工場労働者は比較的、高い賃金を稼得してゐると非難してゐるのではなく、支拂はれる賃金がそれぞれ自國におけるそれよりも低いといふことを非難してゐるのである。

(二) 日本の労働者は英國の労働者よりも賃金が低く日本はその商品を外國市場にダンピングしてゐるといふ英國紡績業者の言は同様に正しくない。労働者の生産高及びその組織が假りに各國とも同一であるとしても、そこには國によつて生産費に差異を生ぜしめる多くの其の他の條件がまだ存在するのである。例へば天然資源、原料費、借入金金の利子等の如くである。資本家制度の下においては、これらの差違を調整する唯一の方法は相異なる労働條件の中に見出さなければならない。前掲の條件が特に苛重な國はたと特別に低い賃金を支拂ふことによつてのみ、その均衡を正順に回復し得るのである。従つて、ある特定の國における労働條件は當

然に生産費に影響する其他の要素によつて決定される。すべての國が同一の賃金を支拂ふべしとの言は生産費における他のすべての要素がどこでも同じであるといふことを前提とするものである。

(三) 各國には一つ以上の基準産業なるものがある。日本においてはこの基準産業に當るものは農業であり、そしてそれは今後とも長く基準産業として留まるであらう。例へば、外國は木棉紡績工場における婦人の労働條件を非難する。しかし、この種の婦人二人の賃金は三人の家族を有する農家の所得に等しい。日本の鑛夫の賃金は低いと云はれるが、鑛夫の子供等は農夫の子供よりも遙かに營養がよく衣服も立派であることは認められる等々。一般的に云つて、労働條件、生活程度並に労働者の生産高も亦日本では農業よりも工業の方が遙に高いと云ひ得る。日本における農業の水準が極めて低いのは何故であるか。それは農耕方法のよくないことに基くものではない。日本の農民は歐米の農民に劣らず勤勉で智能的である。併し乍ら人口が極めて過剰であるために、個々の農民は非常に過少な土地をもつてゐるに過ぎない。このことが農民の生活程度の低い理由をなしており、それはまた工業における低い生活程度の因をなしてゐる。この關係は日本人の移出民が不可能なる限り依然として持續するであらう。

資本家制度の持續する限り、工業における低賃金の問題を解決する唯一の道は農業におけるヨリ以上に低い一般的所得の問題を解決することにある。後者の問題の解決は第三の問題即ち過剰人口の問題の解決にかゝつてゐる。この問題にして解決せられざる限り日本は大量の商品を輸出しなければならず、従つて日本の工業は豊富且つ低廉に生産せざるを得なくなる。西歐諸國がその關稅障壁を高くすれば高くするほど、日本は、資本家制度の下においては、工業労働費を低下しなければならなくなるであらう。

以上に述べた高橋龜吉氏の意見は日本の多くの經濟學者のもつてゐる意見のようである。併し乍らこのことは政治學及び社會科學の學徒が何にも日本における労働條件改善のための努力を維持し強化することが出来ないかと考へてゐることを意味するものではない。労働條件の改善は、私自身が見た如く、多くの工場において現に行はれてゐるのである。このことは、私の日本到着前、一九三四年二月に社會立法協會の發表した覺書によつて明かにされてゐる。私が會談した人々の多くは同様の意見をもつてゐた。この覺書の若干の部分の概説すれば左の如くである。

この覺書の主要部分は日本における労働條件改善の可能性及び希望性を取扱つてゐる。筆者はその見るところでは『日本商品の排斥を要求する者の眞の動機は日本の輸出貿易の急激なる膨脹によつて鼓吹された恐怖にある』と極めて明確に

述べてゐる。筆者は更に進んで、其理由としてではなく口實として一般に掲げられてゐるものに四つあると述べてゐる。即ち、日本の通貨の價值の下落、日本政府による輸出貿易の積極的補助、低賃金及び長き労働時間がそれである。通貨の價值の下落は日本に特有な現象でない。のみならず、若しそれを武器とするならば、多量の原料を輸入しなければならぬに基いてゐる。低賃金に關して言はれてゐることは一般の讀者に強い印象を與へんとする作意に出づるものであつて、日本に對して共同戦線を張らんとする多くの他の國々に於ては、労働者は英國におけるが如き賃金を受けてゐない。かくて残る問題は長き労働時間の問題である。この點において日本の状態を改善することが出来ないであらうか。

労働時間に關する労働條件の向上に反對する者の主張する主要なる論據には左の三つがある。第一の論據は外國に關係してゐる。これらの國々は日本の輸出能力を低下せしめるために日本の労働條件を向上せしめんと欲してゐる。若し日本が労働條件を改善して同時にその輸出能力を失ふならば、外國における日本の排斥運動は終熄するであらう。併し乍ら労働條件の改善にも拘らず日本がその輸出力を保持するならば、この運動は繼續するであらう。かくて労働條件の改善は外國との競争に關しては何等の効果をも持たないであらう。

第二に、通貨の下落から得てゐる利益は一時的、制限的のものであつて、日本は原料に於て、また今日なほ技術に於ても、その産業競争國に對して劣つた地位に置かれており、この競争上の不利は労働者の高い生産高によつて補はれてゐるのである。日本がもしこの唯一の武器を失ふならば、日本は敗北を免れないのであらう。

第三に、經濟競争も結局は一種の戦争である。外國が關稅を引上げれば、日本は更に賃金を低くし労働時間を長くしてこれに對抗し又は他に市場を見出すより外にない。何故なら結局の勝利は生産費の最も低い國にあるのであるから。

覺書はこの三個の論に對して左の八つの點を擧げて答へてゐる。

(一) 労働條件の低下は關稅障壁に對しては無力なる武器である。低賃金及び長労働時間は生産費中においてそれほど重大な役割を演ずるものではない。特に原料の價格が主要なる要因となる綿業の場合においてはさうである。しかも關稅障壁は十倍二十倍に増加し得る。賃金をその現在の水準の十分の一又は二十分の一に引下げたり、労働時間を十倍二十倍に増加したりすることができるのかどうか。

(二) この種の戦術は日本の労働者をして外國關稅の奴隷とすることになる。若干の日本の労働者(小企業における)は既に飢餓賃金を受けつつある。

(三) 總ての國々が共同戦線を張る場合には最早他の市場を見つけることは不可能である。

(四) 日本商品をその劣悪労働條件の故に排斥すべしといふ議論は單なる口實に過ぎないことも有り得る。にも拘らず、近代の民主國家がこの議論によつて動かされ得ること、またこれらの國々がある大義名分の下に共同の行動をとるといふことは起り得る。日本がその労働條件を改善するならば、この場合における道德的要素は消失するであらう。

(五) 労働條件の改善が日本産業の競争能力に如何なる影響を及ぼすかを概言することは不可能であるけれども、例へばワシントン條約の如き條約を適用するも競争能力を著しく阻害するものとは思はれない。過去において、労働時間の制限、夜業の禁止等の如き措置に對しても同様の議論が現はれたのであつた。經驗の示すところでは、これらの措置によつて日本の産業は毫も打撃を受くことなく、却つてその生産高を増加し、その生産費を低下するに至つた。

(六) 労働賃金を英米と同一水準に引上げることの不可能なことは云ふ迄もないが、日本の實質賃金は歐洲大陸の多くの國において支拂はれるそれと大差ない。輸出産業における賃金に或る程度の統制を加ふことは小くとも共同戦線の構成を防ぐ武器として役立つ、何等の危険をも伴はないであらう。

(七) 日本の輸出商品の廉價なのは輸出品製造業者間における過度の競争の結果である。他の諸國よりも些少の廉價を以て品質優秀なる商品を販賣することによつて徐々に日本の輸出貿易市場を擴張することが得策であらう。労働條件の引上に對する反對の主たる論據は日本の競争力保持の必要といふことであるけれども、現在日本の競争力は強きにすぎ、外國の反感を招くに至つたのも實にこの過度なる力である。日本は、今や日本にとつて最も肝要なことは外國の敵意を避けると共に、他方においてその労働者の生活條件の向上を計ることである、といふことを考へ得る時期に達してゐるのではあるまいか。

(八) 労働條件の改善はまた國內問題である。労働時間が短縮されるならば、就業は増加し、失業は減ずるであらう。過剰人口と

農村階級の貧困のために引續き低位にとどまれる賃金は、會社の利益配當が増加され始め、株價が昂騰しつつある現在の好況時代においてこれを引上げることが出来るであらう。

覺書はその結論において労働時間及び週休に關する法制を制定せんことを政府に要求し、それは諸種の産業の必要に應じ充分伸縮性あるものとすべきであるが、同時にこれらの件に關する國際労働條約を批准し得るに足る程度に明確なものとすべきであるとしてゐる。覺書はまた輸出組合法及び工業組合法を改正し、以て、この種の組合をして單に價格に關する一定の條件や販賣條件だけでなく、賃金、労働時間及び生産條件をも協定せしむべきことを政府に要求してゐる。

以上においては、日本における輿論が如何に同國における經濟及び社會状態に深い關心をもつてゐるかを示さんがために——このことは全くその權威を高めるものである——、公務を處置する責任を直接には有せざる個人並に團體の表明せる意見に重點をおいて述べた。それはまた、私の到達したる結論、即ち日本の各方面の意見（直接利害關係者たると第三者たるに拘はらず）の間に若干の點においては逡巡や意見の相違があるが、他の點においては輿論が確定し一致してゐるといふ結論、を立證するに役立つ。

(ロ) 新聞紙の意見

同じような結論は私の訪日前並に日本滞在中に現はれた數多くの新聞論説から導き出される。國際労働局の代表者の遂行する使命に對して數週間に亘つて日本の新聞紙において多くの紙面が割かれたことは國際労働局にとつて誠に満足すべきことである。私の到着前、日本では私がある確とした一つの點に就て徹底的調査を行ふために即ち日本においてソシア・ダンピングが存在するか否か、若し存在するとすれば如何なる程度に存在するかを究めるためにやつて來るのだといふ間違つた印象が存してゐた。これがために日刊の新聞紙にいろいろの論説が飛び出すに至つたのである——が併しこゝ

ではこれらの論説を再録することも、またその概要を述べることすらも出來ない。のみならず、當然にいろいろの論説記事において多くの論議が繰返された。採用された論據の輪廓を傳へ、またそれが私が曩きに引用した意見と何處まで一致するかを示すためには、日本における最も重要な二つの新聞紙に發表された三論説の概要を述べるだけで澤山であらう。

四月五日——私の到着の翌日——の東京日日新聞は高木友三郎教授の書かれた『メッセージ』を發表した。その中で私は日本の輸出貿易の相對的大いさを過大視することに對して警告を受けた。私は、昨年における日本の輸出貿易の金價値が英國のその四分の一弱、合衆國のその四分の一、獨逸のその三分の一、佛蘭西のその八分の三に過ぎず、たゞ伊太利のそれよりも僅かに高かつたことに鑑みて、日本の輸出貿易を過大視することについて如何なる場合にも用心しなければならなかつた。

筆者は更に日本の輸出貿易の進出の原因を分析し、その一つの主要なる原因は合理化であると述べてゐる。氏は（工業労働者のみならず）全日本人の生活様式の質素なこと、農村地方に蔓延してゐる貧困、並に不況期における家族制度の利得を強調し、結論として、日本が産業的に新興國である結果として、新しい機械をもつてゐること、その労働者が未だ比較的低廉なる生活水準に満足し、仕事に熱心であるといふことから日本の受ける利益を列擧してゐる。

四月十八日の大阪毎日新聞——前記新聞の關西地方を對象として刊行されてゐるもの——は同じ問題の他の様相を取扱つてゐる。その説くところによれば、労働状態の水準が比較的低いことの根本原因は黄色人種の白色人種國への移民が禁止されてゐることにある。その結果として、日本は他國に人的労働を供給することによつて自らの生計を立て得ない以上商品を生産することによつて、しかも低い價格でそれを生産することによつて生計を維持して行かなければならない。のみならず、同紙によれば、單に日本における労働の報酬だけでなく日本の生計費日本人の生活様式をも斟酌するならば、

若干の國々の一家庭あたり年總支出の分析

國名および貨幣單位	自國貨幣による支出額					雜	合計
	食	料	住	居	光		
ドイ ツ(マルク)	一、五七	四一	二二	四三	七三	三、五五	
支 那(元)	一、四六	一六	二二	一四	四	一、九〇	
デンマーク(クローネ)	一、四八	六七	二七	五〇	一〇六	四、三〇	
エストニア(マルク)	六八、四五	(1)六、四〇	—	二〇、八七	八、四六	一、四、三〇	
合 衆 國(ドル)	五五	四六	一〇三	二五	三四九	一、七〇	
フィンランド(マルカ)	一〇、八九	一、三三	八六	二七三	一、八四三	二、七四六	
イ ン ド(ルピー)	二七三	六	三	四	六〇	二七四	
日 本(円)	四三	一三	五〇	一四	一九五	一、〇九七	
ノールエー(クローネ)	一、八四	六〇六	一〇三	五七四	九一	四、一〇八	
オラ ン ダ(グロリシ)	八七	三九	一五	一八六	四六九	一、九七六	
ポーランド(ツロテイ)	一、八九	一九	一六	(6)三六	三〇	二、九五	
スエーデン(クローナ)	一、五八	四七五	一四	四七五	八五	三、四八七	
ス キ ス(フラン)	二、六五	八六	三三	五七六	八八	五、三三六	
チエコスロヴァキア(コルナ)	一四、八三	一、八三	一、三六	三、四五	五、一九七	二六、一三七	
ドイ ツ	四六三	一四二	三七	一三〇	三三八	一〇〇	
總支出額に對する百分比							
	一四・二	三七	一三・〇	三三・八		一〇〇	

支 那	七三	八・〇	一一三	六八	一七	一〇〇
デンマーク(1)	四〇五	一四九	六二	一三四	一五〇	一〇〇
エストニア	五七九	(2)四・三	—	一八二	九六	一〇〇
合 衆 國	三三四	二七八	六〇	二三五	二〇三	一〇〇
フィンランド	六二五	六・四	四九	一五・六	一〇六	一〇〇
イ ン ド	五七九	二・九	七〇	九・五	二二七	一〇〇
アイルランド(4)	五七一	五・四	七〇	一七・五	三三〇	一〇〇
日 本	三九八	一五・八	四五	三・〇	二六九	一〇〇
ノールエー	四四三	一四・四	四八	一三・六	三三九	一〇〇
オラ ン ダ(3)	四三四	一七・五	六三	九・三	二三五	一〇〇
ポーランド	六三二	六・六	四・六	(5)二・九	二二七	一〇〇
ロ シ ア(4)	四九二	一〇・四	五一	一〇・二	一五一	一〇〇
ス エー デ ン	四五三	一三・六	四・四	三・六	三三一	一〇〇
ス キ ス	四九五	一六・三	六・九	二〇・八	一六五	一〇〇
チエコスロヴァキア	五五六	七〇	四九	一三〇	一九五	一〇〇

(註)

- 1 調査中の最低所得群に關する數字であり、従つてこの表にかゝげられた他の諸國の數字と嚴密に比較することはできない。
- 2 光熱費をふくむ。
- 3 一、八〇〇フロリン以下の所得群中の二十一労働者家庭と、一、八〇〇—二、四〇〇フロリンの所得群中の十六官吏家庭および五十労働者家庭との、ウエイトせる平均數。
- 4 詳細なる説明がないため、支出の分類が他の諸國と同じであるかどうか不明である。
- 5 洗濯費をのぞく。

『米國のある労働者團體の調査による一九二〇——一九二九年における十六ヶ國に關する統計に示されてゐる』日本の労働者は米國を除くその他の總ての國の労働者よりもその家計中食料に對する支出が尠いことが分る。

なほ序でながら、こゝに述べられてゐる米國の労働者團體についてはこの外になんらの説明も與へられてはゐないのであるが、それは確かに右の統計を『國際労働評論 (the International Labour Review)』一九三三年十一月號(第六三五頁)に掲げられた一論篇から引用したに相違ないであらうと推定せられる。この論篇からも上述の結論が引出せるのである。第五八—五九頁にはこの論篇に附録されてゐる統計表を再録して置いた。

この表からして日本の労働者は食料に支拂つた後になほ、合衆國を除く其他の總ての國の労働者よりも被服、住宅及び娛樂に向け得る金を餘分にもつてゐることが分る。かくてソシアル・ダンピング問題はそれに關して或る結論に到達する前に國際的見地から慎重に検討されなければならない。單に商品値段や賃金率の研究位で解決され得るものではない。其他にも幾多の要素が斟酌されなければならないのであつて、特定のある國における生活水準の正確な觀念は、その國の國民の生活様式をも亦研究するのだから、決して得られるものではない。

經濟學者や社會學者の著述や談話におけると同様、新聞紙に現はれた論説においても、現實の事實を説明するとともに將來に對する示唆がはつきりした形を以て提案されてゐる。四月五日——東京日日新聞に前記の論説が掲載された同じ日——に、もう一つの重要な東京の新聞、東京朝日新聞、は一つの論説を掲げ、その中において産業擴張の大政策の初期にはソシアル・ダンピングではなく社會進歩が伴つたのであつて、これは今後も持續されねばならない旨を力説してゐる。論説の説くところによれば、日本は一大輸出國となつて以來産業労働者の條件を低下せしめてゐない。それどころか、これらの條件は着々として改善された。即ち労働時間は短縮され、婦人の夜業は禁止され、若干の點では日本の労働者の福利

施設は歐洲におけるよりも優つてゐる。大企業において支拂はれる賃金は食料が低廉で生活様式の簡易なるこの國における労働者を扶養するに充分である。輿論は労働者の福祉について深い關心をもつており、この問題については、特に日本の労働者の生活状態を取扱つてゐる若干の機關によつて多大の注意が拂はれてゐる。同時に日本の労働條件を今日の儘に放置すべきだといふ理由は毫もない、と論説は述べてゐる。現在のところ産業は單に製造業者の利潤を増加する目的からのみ統制されてゐて、社會的考慮はこの統制に加へられてゐない。現下の事情の下において、労働者が外國市場への進出特にインフレーションによつて産業の得つゝある利潤の分前を要求し、獲得せんとするのは蓋し當然である。ワシントン條約は日本に對して一週五十七時間の制限を規定してゐるが、今以てこの條約の批准促進の勞は執られてゐない。婦人の夜業は日本において禁止されてゐるが、その國際労働條約はまだに批准されてゐない。かゝる態度は外國に對して日本の労働條件が其他の諸國のそれよりも低劣であり——それはどうしても容認されないと容認されないと——實際以上に低いと思はせるような印象を與へるのである。これらの條約の批准はこの種の非難の武器を取りあげることになるであらう。

第三 結 論

この報告の最後の章において私は自ら見學し會談したところから若干の結論を引出してみるのであらう。勿論御覽の通り私の日本滞在は極めて短期間であつたことでもあり、周到に準備せられ且つ充分に遂行せられたる、充實した日程は多數の施設の訪問と多數の會談とを可能ならしめたとはいへ、私はこの結論においては、問題に對して回答を與へるよりも、むしろ幾分なりとも正確に、問題を限定するだけに限らざるを得ないのである。

(一) ソシアル・ダンピングの問題 たゞ、私が全責任を以て積極的な、決定的な回答を與へるに躊躇しない問題が一つだけある——それはソシアル・ダンピングの問題である。前に示した通り、兎も角もこの點については、私の會つた人々及びその論作を私が拜見した日本人々はいづれも意見が一致してゐたし、私も彼等に同意するものである。もしも、商業的ダンピング（即ち生産費に正當な利潤を加へたものよりも低い價格で商品を輸出すると同時に、生産費に正當な利潤を加へたものよりも高い價格で同じ商品を國內市場で賣る行爲）から類推してソシアル・ダンピングを定義して、自國の製品の輸出について、これを生産する企業における労働條件を劣悪化する結果として、又は労働條件がすでに低い水準にある場合においてこれをこの水準に保つ結果として生産費を低減し、以て輸出を促進せんとする行爲である、とするならば、かく定義せられた意味ではソシアル・ダンピングは日本に存在しないと云へるであらう。

輸出向の大企業では生産費を低減するために労働條件を低下する如きことはなかつた。實際に、生産が合理化され技術的改良が採用されるに比例して、且つこれら製品の販賣が増加するに比例して、労働條件は改善せられた。この改善が將來においては繼續されないだらうとか、生産能力、輸出貿易及び繁榮が増大するにつれて労働條件の改善がこれに伴はないであらうとか、推定すべき理由は毫も存しない。この改善がどれほどの速度でおこるか、またこの速度を早めることができるかどうか、は日本政府、雇傭主及び労働者の團體の關係、並にその勢力や活動に俟つこと多大であらう。

おそらく若干の小企業においては労働條件が一時的に低下せられたであらう（私自身それを見たわけではないが、多くの信頼するに足る證人が私に對して之を容認した）。小企業では、無制限な競争とどんな値段でも商品を賣らうとする願望との結果、労働條件はすでに大企業よりも一層遅れてゐたものである。しかし、その理由は、これらの小企業が健實でなかつたこと並に現代社會の諸原理に對應するやうに組織せられてゐなかつたことにある。政府はがゝる企業を監督するため重要な措置をとつた。小企業の數が今後減するであらうこと、そして最後には消滅して了つて、集中化、合理化及び機械の進歩の自然の結果として満足な労働條件の普及する大企業——そこでは企業の常時の操業は實に適正なる労働條件に依存する——がこれに代はるであらうことは、充分信すべき理由がある。

かくて、日本の輸出貿易が擴大されるにつれて労働條件は低下せられずして、却つて改良せられたか若くは改良される傾向を示してゐる、と言ひ得るであらう。もちろん、産業史上かゝる現象の看取せられるのは日本を以て嚆矢とするわけではない。おそらくこれこそは社會法則の現はれであらう。

(二) 日本輸出産業の特徴 この問題並に以下の諸問題を論ずるについて、私は斷定的な聲明を試みようとはしないでたゞそこにおこる問題の若干を明確ならしめるといふであらう。

第一の問題は、日本の輸出貿易について驚愕や焦燥の意を表明する人々は果してまづこの貿易状態を正確に定義し測定したであらうかどうか、である。その突如たる出現、そのとつた形態の多種多様、並にその全世界に亘る規模は疑ひもな

く驚異的となつた。同時に、その絶對的並に相對的な規模を測定するのがよいであらう。一九三三年における主要産業の外國貿易の價額を同一の通貨——アメリカの金ドル——にて計算してみると、日本の外國貿易は世界貿易の三パーセントであるに對し、イギリスの外國貿易は十三パーセント、合衆國は十二パーセント、ドイツは九パーセント弱、フランスは八パーセント弱であり、イタリーはほぼ日本と等しくなつてゐる。各重要輸出國の輸出價額を人口一人當りに計算すると、日本は五・四五ドルであるに對し、イギリスは二六・一〇ドル、合衆國は一〇・六五ドル、ドイツは一七・七〇ドル、フランスは一六・一〇ドル、イタリーは七・六五ドルとなつてゐる。なるほど日本の貿易差額は一九三三年には良好な状態（輸入超過はわずかに一三、八〇〇、〇〇〇ドル）ではあつた。しかし、イギリスの輸入超過はそれより遙かに大きく（八六〇、四〇〇、〇〇〇ドル）、またフランスは三九二、五〇〇、〇〇〇ドル、イタリーは七五、四〇〇、〇〇〇ドルの入超であつたといへ、上述の六大國のうち二國、即ちドイツと合衆國とは同年において良好な貿易差額（ドイツは一五八、三〇〇、〇〇〇ドルの出超、合衆國は六七・五〇〇、〇〇〇ドルの出超）を示したことを忘れてはならない。

日本の貿易差額が二三の國々よりも良好である限り、この現象の原因如何を考察することが望ましいであらう。次表は三菱經濟研究所の Monthly Circular 第二二四號（一九三四年一月）に掲げらるゝ計數に基いて、日本の外國貿易を示すものである。

ヨーロッパ	輸出 (單位千圓)	輸入 (單位千圓)
イギリス (1)	八七、八四九	八二、五五八
フランス (1)	三八、七三六	二一、七四五
ドイツ	一一、四一一	九五、七九七
ベルギー	七、七三九	一四、六九三
イタリー (1)	六、一六七	六、〇三五

スウイス	三三三	九、一八五
オーストリア	九三	二、四七三
チエコスロヴァキア	二六	一、七〇二
オランダ (1)	一一、三二五	三、七一七
スウェーデン	三、二五九	一六、〇八五
ノールウェー	一、六〇八	一一、六二四
ロシア	一、五七五	五、七一七
ポーランド	四四	九四七
スペイン	一、八四四	三、六二九
デンマーク (1)	一、四一二	五〇四
ギリシャ (1)	一、〇九五	二一五
トルコ (1)	二、四三一	九七六
ポルトガル	五二九	一、五一五
其他諸國	二、六〇五	三、六八五
ヨーロッパ合計	一八二、〇七八	二八二、八一二
アジア (1)	九三〇、六三六	六五八、五五七
北アメリカ	四九九、一五六	六六七、七〇一
中部アメリカ (1)	一六、一七五	四三八
南アメリカ (1)	三〇、三七九	一一、八七二
アフリカ (1)	一三七、二三八	四八、四〇六
大洋洲	六五、三八〇	二二一、三一一
總計	一、八六一、〇四五	一、九一七、二一九

(1) 日本よりの輸入が日本への輸出を超過する國々。

詳細に分析してみると、日本がその輸入するよりも多額の輸出をしてゐる諸國の場合において、日本がその良好な貿易差額を保つのは單に製造品の輸出によるばかりでなく、絹及び食糧品の如き原料の輸出にもよることが示されるだらう。さらに、これらの國々の中には日本から受取るよりも多くの製造品を日本に供給してゐるものもあるであらう。なほ注意すべきことは、北アメリカとの日本の貿易が莫大な輸入超過を示すことであつて、もちろん、北アメリカでは合衆國が最大の役割を演じてゐるのである。この入超は日本が合衆國から棉花、油、金屬等々の如き原料を多額に買入れねばならぬことによる。

次に、綿業の如きその二三の重要産業のために必要とする原料について、どの程度まで日本が完全に外國に依存してゐるかを考察することが望ましいであらう。單に一例として掲げる次表は最近五ヶ年間に於ける綿商品の日本への輸入と日本よりの輸出とを示す。この計數は大日本紡績聯合會理事神坂靜太郎氏のパンフレット (The Cotton Industry of Japan 大阪、一九三四年發行、第一〇—一二頁) からとつたものである。

年次	棉花、綿糸、綿布の輸入	同上の輸出	輸入超過
一九二九年	五四、六八、六一	五〇、四八、四八	七四、三三、一七
一九三〇年	三九、七〇、四六	三四、三三、〇六	二六、三六、四〇
一九三一年	三六、八〇、七四	二四、七五、五七	三二、〇四、一七
一九三二年	四六、〇五、三七	三七、五六、四七	八、四八、九〇
一九三三年	六三、七三、九五	四三、九四、六七	一八、七七、二八
合計	二、五二、九七、〇九	一、九〇、七三、九四	四四、二三、一四

これで見ると、輸入總額はいまなほ輸出よりも多くなつてゐるとはいへ、輸入に對する輸出の割合はこゝに取扱う五年間において過去三十年間におけるよりも大きくなつてゐる。一九〇三年から一九三三年までの間において綿商品の輸入に對する輸出の百分率は七三・二五であり、之に對して一九二九年から一九三三年までの五年間においては八一・一一パーセントにのぼつてゐる。しかし、輸入超過はいまなほ非常に大きい。

もう一つ明確に知つておくべき點は、日本は工業國となることだけが可能であり、燃料と原料とに富む國々においてのみ生産し得る半製品又は原料品の産業を發達させることが不可能であると云う事實によつて、日本がおかれてゐる經濟的立場である。一九三三年には日本の石炭生産は世界の産額の三・二パーセント、その石油生産は〇・一〇パーセント、鉄鐵生産は三パーセント、をそれぞれ占めてゐた。

かくて日本の輸出工業の眞の特質並に外國生産物の輸入に對するその依存性が立證せられた上は、日本の輸出貿易の擴張を助長した一切の原因を考察することが必要である。

第一の原因は圓の價值の下落にあることは私が訪問したすべての團體及び個人によつて容認せられた。しかし、これは偶然にして一時的な要因である。その上、それは輸出を促進するとは言へ、減價された圓を以て支拂はなければならぬ輸入のうへに重くのしかゝる。この事實は綿業における輸入について先に掲げた計數によつて例證せられる。

終極の原因は疑ひもなく商業上並に技術上の組織のうちに見出さるべきである。商業上の組織あるがため、小企業は註文、原料、製品の集中、或る場合にはその製造の最後の段階、並にその輸出について中央機關を利用することができる。産業組織は機械化と最も近代的にして改良された製造方法の利用とによつて、生産費を引下げることをはかつてゐる。このことは、日本の大企業の多くが最近の設立にかゝり、ためにその改造を躊躇すべき舊い工場をもたず、その更新に逡巡

すべき舊式の機械をも有つてゐない結果である。労働時間の短縮に關聯して若干の産業で生産高の發展したことを示す計數はさきに掲げた。次に追加する表は名古屋商工會議所の「刊行物」(A Survey of Industrial and Labour Conditions in Nagoya) 一九三四年發行、第一三頁) からとつた。しかし、これは名古屋高等商業學校産業調査室の作成したものであつて、すでにその調査報告第十四輯に發表せられてゐる。

工業生産(基礎年、一九一九年)

年次	生産數量	労働者數	動力使用高	一人當り生産高
一九一九	100.0	100.0	100.0	100.0
一九二〇	100.8	101.4	113.3	108.4
一九二一	101.5	101.5	117.1	115.1
一九二二	112.8	104.9	126.2	119.4
一九二三	118.7	106.4	136.3	126.4
一九二四	126.9	111.0	156.0	139.6
一九二五	136.9	113.3	167.7	147.7
一九二六	155.0	116.3	196.4	168.8
一九二七	157.1	117.8	206.7	175.5
一九二八	175.0	120.1	227.0	189.0
一九二九	189.0	123.2	252.8	202.8
一九三〇	173.0	124.5	233.9	187.9
一九三一	166.6	123.0	220.6	179.3

この種の研究においては嚴密な意味での労働者の生産高についても考慮しなくてはならない。私は工場視察のことを記述する際に、いかに日本の労働者の労働能力について深い感銘をうけたかをのべておいた。彼等は熱意に充ちてをり、昔よりも榮養も良く、立派な教養をもつてゐた。日本滞在中、私は幾度か新聞記者達と會見しなくてはならなかつた。私は國際的機關の一つの職員として相當の留保的態度をとることを決して忘れなかつた、と言ひ得ると思う。もし私がかかる態度をとらなかつた場合があるとすれば、それは日本の労働者がその職務を遂行する場合の熱意に充ちたやり方に對して心からの驚嘆を表明するときだけであつた。

日本輸出工業を幸するこれら諸多の要素を注意深く定義した後においてのみ、始めて労働狀態の演ずる役割を考察し測定することができるのである。

(三) 人口問題 労働狀態の問題を研究するにあつてはその國の人口狀態についても考察しなくてはならない。この點について日本の立場が尋常一様でないことは疑ひ得ない。明治維新以來、日本の人口は二倍となつた。一八七二年には人口三千三百萬、一八七八年には三千五百萬、一八八八年には四千四百萬、一九〇八年には五千萬、一九一八年には五千六百萬、一九三〇年には六千四百萬、一九三四年には六千七百萬、である。この人口が極めて狭い面積の中に群つてゐて一平方キロ當り平均一六九人となつてゐる。山岳多き群島たる日本において耕作適地は甚だ狭い(五〇、〇〇〇平方キロメートル)ので、人口一人當りの耕作適地は極端に狭く、七・五エーカーにすぎない。これは人口のわづか七パーセントだけが農業によつて生活するイギリスよりも狭い。しかるに、日本では人口の半數以上は農業によるのである。

この問題に鑑み、且又日本の人口が毎年およそ百萬人近く増加し續ける場合におけるこの問題の將來の展開に鑑みて、移民問題を考察することが必要である。すでにみらるゝ如く、私の會談した人々の多くは、各方面の輿論を代表する人々

をも含めて、現在においては日本人が移民することが不可能であると云う事實に對して注意を喚起した。諸國が今よりリベラルな移民政策を行つてゐた當時ですら、日本人はこれを大いに利用したようには見えない。過去五十年間においてそれほど多くの日本人が移民してはゐない。現在において海外に在住する日本人は百萬人にも足りないと言へるであらう。すでに指摘した通り、これは日本人の一年分の増加にもあたらない。現在、移民——小規模のものを除く——はラテンアメリカ諸國を除けば太平洋沿岸の『白人地帯』の全てにおいて日本人に對して閉鎖せられてゐる。一九三一年には日本人移民は一〇、三八四人——人口の自然増加の一パーセント強——あつただけである。會つて日本人が多少とも移民の自由をもつてゐた時代には、彼等はそれほど大々的に移民しなかつた。移民がいたる所で困難となつてゐる今日、彼等もし許さるゝならば悦んで多數の移民を行ひたいと言つてゐる。出生數の多大なことに基因する人口増加の壓迫はおそらくこの點について日本人の見解を變更したに相違ないだらう。

兎も角、移民問題は慎重に考究せらるべきである。日本の移民の増加は、ある一つの方向において、いやおそらく二つの方向において、こゝで吾々の取扱つてゐる問題——労働状態の問題に作用するであらう。それは食を供すべき人口の數と職を求むる労働者の數とを減じ、かくておそらく生活標準の向上と労働報酬の上昇とに資するであらうし、同時に他方において、移民達がその家族に送る金銭は民衆の購買力を増進し、かくて日本の生産物の一層多くの割合を吸収することを可能ならしめ、これに對應して輸出に振向けらるゝ量を減ずるであらう。またおそらく、日本人の生活様式が簡單質素なために低賃金がさしたる困難もなく維持せられ得ることが眞實であるとすれば、移民の諸外國との接觸は長い間には結局彼等にヨリ費用のかゝる趣味嗜好を覚えさせ、彼等がそれを日本にもち歸れば、日本人の財貨消費も増進するにいたるであらう。

(四) 生活標準、生活費及び生活様式 日本の労働状態の徹底的研究は前述せる經濟學者高橋龜吉氏のあげた諸事項をすべて取扱うべきであると認められる。いづれにせよ、實質賃金や生活標準はその國の生活費の研究(ほとんどあらゆる食糧品が國內で生産される國において、それは農業生産者の經濟的状況の研究へと導く)並に生活様式の研究なくしては正當にこれを測定し得ないことは明かである。

最後の生活様式と云う要素は日本の生活を一般的に支配する家族の觀念と密接に關聯してゐる。この觀念は日本の經濟生活において大規模工業が或る程度の役割を演じはじめたときに、小企業から大工場に移植せられた。果してこの家族の觀念がこれを大工場に適用するにあつてすでに幾分かの変化をうけなかつたかどうか、を究明することは興味深いであらう。何千人と云う労働者の雇主のもの『親心』が五人乃至十人を傭用する手工場主の場合と同様のものであつたり、同様に振舞つたりすることができるものであらうか。その上、日本における労働組合運動の比較的微弱な數的發展(總數五百萬の労働者のうち労働組合員は卅八萬人、しかもその中には全部が組織せられてゐるところの海員十二萬人を含む)が家族觀念によるものであり、つまり階級的利害の觀念などはたかだか非常な困難のもとにやつと發達することを許されてゐる状態だとすれば、大企業の發達がいかなる程度まで階級的利害の觀念を發生させ若しくは次第にこれを助長して、遂には家族觀念を(必ずしも破壊するに至らないまでも)變化させるに至るか、を見出すことは有益であらう。私の參觀した大企業のうちには、労働組合と完全に協定して團體協約を締結してゐるものもあれば、また労働組合を全然知らないものもあつた。この二つの傾向のどちらが結局普及することになり、どちらが勢力を増しつゝあるだらうか。これこそは充分研究せらるべき問題である。何故なれば、この問題の解決の上にこそ、工業的企業における生活様式並に労働状態の將來の發展がある程度まで依存してゐるからである。

家族觀念の一の特徴としては、大企業特に木綿紡績工場に傭せられる少女に對して與へらるゝ待遇がある。この待遇は日本の習慣に従つたものである。それだから、かゝる原則を容認し得る——それは西洋人の心理からすれば必ずしも容易なことでないけれども——とすれば、そして兒童期のみ適用せられ、少女——彼女等は十五歳乃至十六歳にして工場に入り二十歳前後の婚期には退職する——に限られる限り、この制度は別に非難せられる點はない。もつと年をとつた少女や成年女子に同じような制度を適用することは異存を生ずるであらうが、そのようなことは未だ曾つて問題とはならなかつたのである。

この事實からみられる通り、若干の大輸出産業、わけても綿業が現在の方向に沿うて發達する場合、その將來の見込を左右する一つの問題がこゝに存する。

これらの産業が現在の形態において存続するためには、二十歳の少女のうちその解雇する割合と同數だけの十五歳の少女を毎年雇入れることができなくてはならない。現在の出生率からみると、(民衆の慣習が變化しないのである限り)この點については今後相當長い期間中大した困難に見舞はれることはないようである。

しかし、これらの産業が今後なほ一層擴張されるべしとすれば、企業の技術的組織が同じ状態に止まるものと假定した場合、その解雇する二十歳の少女の數よりも多くの十五歳の少女を毎年雇入れなくてはならないだらう。このことはどの程度まで、かつどれほどの期間だけ、爲し得られるだらうか。これこそは慎重な研究に値すべきもう一つの問題である。

(五) 小企業 小企業とは家族的手工場及び十人未満を傭する小手工場にして工場法の適用をうけておかないもの、即ち危険又は健康上有害な業務を行はず且つ織物及び捻糸のために動力を使用せざる十人未満の規模のあらゆる企業を意味する。

私は労働者の經營するゴム製品の一小工場をのぞけば、小企業を少しも參觀しなかつた。しかし、その重要性は次第に減じつゝあるとはいへ、小企業はいまは輸出向の製造工業において若干の役割を演じてゐる。

日本の産業労働状態を充分に研究する場合には小企業を等閑に附してはならない。何故なれば、労働状態が最も不良であり最も監督に困難であるのは——他の諸國の場合と同じく——疑ひもなくこれら小企業においてであるから。その上、私の聞いたところでは、官廳の多大の努力にも拘はらず、小企業は現在においてもなほ無制限な競争を行つてゐる。このために彼等は生産費の切下げに極端な努力をなしつゝあり、しかも大企業が技術的改良と労働者一人當り生産高の増加とによつて生産費を相當に、しかも合理的に引下げ得るに對し、小企業は労働条件を犠牲とする以外にはほとんど之を行うことができないのである。

日本政府はこれらの小企業の組織を合理化するために非常に努力し、最低賣價を定めたが、これは一層不健全な企業を消滅させると共に、彼等すべてのために過度に労働条件を低下することを避けさせることができた。また、日本政府は労働者並に幾多の經濟學者の要求する如き、小企業における労働状態の改善のために、ヨリ、直接的な行動をとる意向をもつてゐるようである。

日本における小企業の徹底的な研究は貴重なるものであらう。小企業はどんな風に、いかなる速度で且ついかなる方向に發達しつゝあるか、その生産物は大企業のそれとどんな風に競争してゐるか、また或る場合には、例へば製陶業や綿業の或る部門の如く、小企業と大企業とがどんな風に調整されてゐるか——これらを見出すことは興味深きものがあらう。

小企業の數の變動とその傭使労働者の絶對的乃至相對的増減とを分析するだけでも、一般的労働状態がいかなる方向にどれ位の速度で改善されるであらうかを豫見することを可能ならしめるであらう。日本の労働者の相當大きな部分が現に

極めて小さな企業に備せられてゐることはすでにみたところである。もし日本政府がいつか將來において、すでに多くの大企業で實行せられつゝあるワシントン工業労働時間條約の規定を全般的に適用することによつて、労働條件を改善することを考慮するとしても、これら小企業はすべて法令から除外され、日本の労働者の半分までがその利益を享けないことになるであらう。ワシントン條約は暫く措くとして、どんな規模の工場や手工場にもすべて適用せられる法令が採用せられた場合ですら、それを實效あらしめるためにはいかに廣汎な監督機關が要るかは容易にわかる。

されば、日本の産業構造がいかなる方向に發展しつゝあるか、またいかなる速度で集中へと向ひつゝあるか、を研究することは大いに興味あることである。なんとすれば、かゝる研究こそは、労働状態が多少とも遠い將來において、二三の西洋諸國に存するそれに近いものとなる傾向があるかどうかを豫見し得しめるであらうから。

(六) 將來研究すべき諸問題 以上述べたところからわかる通り、私の考へでは、ソシアル・ダンピング問題を別として私が訪問旅行中氣づいた各種の問題、即ち日本輸出産業の眞實の性質、産業及び労働状態の問題の人口的側面、民衆の生活標準、生活費及び生活様式の問題、並に小企業の問題は慎重な研究を必要とする幾多の問題を包含してゐる。同じことはもちろん大企業の問題についても言へるのであつて、私は、十五ばかりの工場を參觀したことや十二回ばかりの協議及び會談に参加したことによつて、これを剩すところなく研究しつくしたなど、稱するものではない。

もし將來において國際労働局が日本に關してこの種の研究を行はんとするならば、最近に産業的に發展したその他の國々についても同様の研究を行うべきであらうと思はれる。現在、世界のあらゆる方面には、輸出については目下のところ日本ほど廣汎に、且つ成功的にはないけれども、大規模工業を着々と發展させつゝある國々がある。以上のべたあらゆる問題は、もちろん別の形態をとるではあらうが、これらの國々においてもまたおこるのである。

この種の一般的研究は、その第六十四回會合一九三三年十月二十五日に、國際労働局理事會の可決した決議の趣旨に叶うであらう。この決議の文言は次の通りである——『國際労働局のうちに最近設けられた經濟班が行うべき研究事項の中には、最大の重要性のあるもの——即ち、若干の新興諸國における産業の發達、その結果としてこれらの國々の社會構造に生ずる變化、並に生活標準の相違の結果として舊來の産業國との間に生ずることあるべき競争の問題の研究——が含まれる。』日本を訪問するまでは、私はこの決議の實行が諸國間の相互理解を深める上においていかに貴重なるものであるかを充分には悟つてゐなかつたのである。

(七) 労働状態の持續的改善 この報告書の結論においてこれまで私の取扱つたあらゆる問題について、各方面から私の集めた意見や情報はよく一致してゐた。政府、雇傭主、労働者、學界、新聞雜誌等各方面の個人や團體の叙べたところはすべて、その形式こそ異り、且ついろいろの先入主に基いてはゐたが、本質においては少しも異つてゐなかつた。

果して労働條件が、その最も満足的になつてゐる大企業においてすら、近き將來において改善せられ得るかどうか、また、これまで十二の國際労働條約を批准した日本がさらにワシントン労働時間條約、週休に關する條約、並に夜業禁止最低賃金決定等々に關する諸條約の如きもの、批准を考慮することはできないかどうか——この問題については事情は全く異つてゐる。

労働者團體、並に多くの經濟學者及び操縦者は、かゝる行動は可能でもあり、また望ましくもあつて、日本の對内的並に對外的状態を改善するであらうと考へてゐる。しかし、雇傭主團體の或るものは、この種の行動をとることは不可能であるか、または少くとも危険であると考へてゐる。これらの可能性について私が意見を交換した政府の代表者は當然に幾分の留保的態度を示したけれども、それは決して失望させる態のものではなく、善意の精神を證するものであつた。

兎も角、私が日本で見聞したところはすべて、一切の經濟的並に技術的進歩は早晚必ず社會的進歩を伴うものであり、一度達成せられた社會的進歩は決して經濟的並に技術的進歩を阻碍しないで却つてこれを助長するものである、と云う大眞理をさらに新しく私に確認させるように思はれたのである。

昭和十年一月卅一日印刷
昭和十年二月五日發行

定價 金貳拾五錢

東京市麴町區日比谷公園二番地

編輯者兼 國際勞働局東京支局

代表者 伊達 宗雄

東京市芝區南佐久間町一ノ七

印刷者 中川 二郎

東京市芝區南佐久間町一ノ七

印刷所 研文社印刷所

發行所 國際勞働局東京支局

東京市日比谷公園市政會館内

電話銀座(57)一五八〇番

振替東京六八〇一九番